

法務委員會議録 第五号

昭和二十六年十月二十四日(水曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長代理 理事 押谷 富三君

理事 北川 定務君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君

鍛冶 良作君

古島 義英君

山口 好一君

石井 繁九君

梨木 作次郎君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

検事(法制意見) 位野木 益雄君

見参事官

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総長) 関根 小郷君

金沢地方法務局南大港出張所存置の請願(南好雄君紹介)(第二五一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

不良文化材取締法制定に関する陳情書(神奈川県議會議長加藤隆)(第一五四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

会社更生法案(内閣提出、第十四回国会閣法第二三九号)

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

(第七百七十五條―第二百八十八條)

第七章 更生計画の條項(第二百八十九條―第二百九十九條)

第八章 更生計画の認可及び遂行(第二百九十九條―第三百零九條)

第九章 更生手続の廃止(第三百一十條―第三百一十九條)

第十章 報酬及び報償金(第三百二十條―第三百二十九條)

第十一章 罰則(第三百三十條―第三百三十九條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、第百七十五條に於ける再建の見込のある株式会社(以下「会社」という。)について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつゝ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

(更生手続の効力発生の時)

第二條 更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

(外国人の地位)

第三條 外国人又は外国法人は、会社の更生に關し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

(属地主義)

第四條 日本国内で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ、効力を有する。

2 外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律

第二十九号)により裁判上の請求をすることが出来る債権は、日本国内にあるものとみなす。

(時効の中断)

第五條 更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。但し、更生債権者又は更生担保権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

(更生事件の管轄)

第六條 更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる營業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に專屬する。

(更生事件の移送)

第七條 前條の裁判所は、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の營業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(民事訴訟法の適用)

第八條 更生手続に關しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を適用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査)

第九條 更生手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることが出来る。

2 裁判所は、職権で、更生事件に關して必要な調査をすることが出来る。

(裁判の職権送達)

第十條 更生手続に關する裁判は、職権で送達しなければならない。

(抗告)

第十一條 更生手続に關する裁判に對しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害關係を有する者は、即時抗告をすることが出来る。その期間は、裁判の公告があつた場合において、その公告があつた日から起算して二週間とする。

(公告)

第十二條 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(指示による公告)

第十三條 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会社の本店(外国に本店があるときは、日本における主たる營業所)の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準ずべき公署の揭示場に揭示してすることが出来る。この場合には、揭示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

2 前項の規定は、会社が無記名式の株券又は社債券を発行している場合には、適用しない。

(社債権者等に対する送達)

第十四條 この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に對

十月二十二日

北区簡易裁判所及び檢察庁移転の請願(鈴木仙八君外一名紹介)(第一四五号)

高須町に簡易裁判所設置並びに岐阜法務局高須出張所廃止反對の請願(武藤嘉一君紹介)(第一四六号)

藤原町に簡易裁判所設置の請願(石田博英君紹介)(第一四七号)

藤原町に檢察庁設置の請願(石田博英君紹介)(第一四八号)

福岡法務局大瀬出張所存置の請願(龍野喜一郎君紹介)(第一四九号)

津地方法務局五ヶ所出張所存置の請願(石原圓吉君紹介)(第一五〇号)

第一類第四号

法務委員會議録第五号

昭和二十六年十月二十四日

する送達は、社債権者又は株主からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所に於て、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記簿に記載した住所に於て、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3 前二項の規定によつて書類を郵便に付して送達した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び送達の年月日時を記載して署名押印しなければならぬ。

(公告及び送達をする場合)

第十五條 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 前項の場合には、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

3 前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。
(送達に代る公告)

第十六條 この法律の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代へることを命ずることができる。

(更生手続開始の登記の嘱託)

第十七條 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店(外国に営業所)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

第十八條 会社財産に属する権利で登記したものがあつたことを知つたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場所に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外

の者を権利者とする登記については、この限りでない。
(更生手続に関する他の登記への準用)

第十九條 第十七條第一項及び前條第一項の規定は、更生手続開始決定取消、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があつた場合に準用する。
(登記所の職務)

第二十條 登記所は、前三條の規定による登記の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

2 登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について和議開始、整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ、消ししなければならない。

3 登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ、消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4 前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

(否認の登記)

第二十一條 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

(登録への準用)
第二十二條 前四條の規定は、会社財産に属する権利で登録したものに準用する。

(破産手続への移行)
第二十三條 破産宣告前の会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるときは、裁判所は、職権で、破産法(大正十一年法律第七十一号)に従い、破産の宣告をすることができる。

2 前項の場合においては、第十九條の規定による登記又は前條において準用する第十九條の規定による登録の嘱託は、破産の登記又は登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四條 前條第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は詐欺破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準すべき者の行為は、その前に支拂の停止又は破産の申立がないときは、これを支拂の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五條 破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百八十一條若しくは第二百八十二條の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によ

つて破産手続が移行されたときは、共益債権は、財団債権とする。
第二十六條 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合において、裁判所は、職権で破産の宣告をしなければならない。

2 前項の場合においては、破産法第一編の適用については、更生計画認可の決定によつて効力を失つた破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたものとみなし、共益債権は、財団債権とする。

3 第二十三條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。
(和議手続への移行)

第二十七條 第二十三條第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、裁判所は、その決定の確定前においても和議の申立をすることを認可することができる。

2 裁判所が前項の認可をしたときは、和議法(大正十一年法律第七十二号)に従つて和議手続をしなければならない。

第二十八條 更生手続開始の決定によつて和議手続が効力を失つた後、前條の規定による申立に基き、和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十條(支拂停止等の擬制)及び第二十三條(和議債権者の否認権)の規定の適用については、その効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に

つて破産手続が移行されたときは、共益債権は、財団債権とする。
第二十六條 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合において、裁判所は、職権で破産の宣告をしなければならない。

和議開始の申立があつたものとみなす。

2 前條の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六條（和議のために生じた債權等の弁済）の規定の適用については、公益債權は、和議のために生じた債權又は和議手続の費用とみなす。

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立）

第二十九條 他の法律によつて会社の清算人が会社に対して資産又は特別清算開始の申立をしななければならない場合においても、更生手続開始の申立をすることを妨げない。

第二章 更生手続の開始

（手続の開始）

第三十條 事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができ、会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2 前項後段の場合においては、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債權を有する債權者又は発行済株式の総数の十分の一以上に當る株式を有する株主も、また申立をすることができ、

（解散後の会社の申立）

第三十一條 清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條（定款變更の

決議方法）に定める決議によらなければならない。

（申立書）

第三十二條 更生手続開始の申立は、書面で行なわれなければならない。

2 申立書には、左の事項を記載しなければならない。

一 申立人及び法定代理人の氏名及び住所

二 会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名

三 申立の趣旨

四 更生手続開始の原因たる事実

五 会社の目的及び業務の状況

六 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七 会社財産に関してされている他の手続又は処分申立人に知られているもの

八 更生計画に関して申立人の意見があるときは、その意見

九 申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその有する株式の数、債權者が申立をするときはその債權の額及び原因を記載しなければならない。

（疎明）

第三十三條 更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2 債權者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債權の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

（費用の予納）

第三十四條 更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支拂うことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

3 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ、

（監督行政庁への通知等）

第三十五條 更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本條中同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第二百二十二條に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者に對し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

（審尋）

第三十六條 債權者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者（外国に本

店があるときは、日本における代表者。以下同じ。）を審尋しなければならない。

（他の手続の中止命令等）

第三十七條 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害關係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定があるまでの間、破産手続、和議手続、整理手続、特別清算手続又は更生債權若しくは更生担保権に基き会社財産に對し既にされている強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の中止を命ずることができる。会社の財産關係の訴訟手続又は会社の財産關係の事件で行政庁に係属しているものについても、また同様である。

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、国税徴収法（明治三十一年法律第二十一号）による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失ふ。

4 第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を變更し、又は取り消すことができる。

（手続開始の條件）

第三十八條 左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一 更生手続の費用の予納がないとき。

二 債權者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債權又は株式を取得したとき。

三 破産回避の目的で申立をしたとき。

四 裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続に係属し、その手続によることが債權者の一般の利益に適合するとき。

五 更生の見込がないとき。

六 租税債務の履行を回避し、その他の租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないとき。

（保全処分）

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害關係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に關し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を變更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による裁判は、決定である。この決定に対しては、即時抗告をすることができない。

(調査委員)

第四十條 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第三十八條第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、管財人の選任並びに会社の業務及び財産に関する保全処分等の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさせ、更生手続を開始することが適当であるかどうかにつき意見書を提出させることができる。

(調査委員の調査)

第四十一條 調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

(調査委員の資格証明書)

第四十二條 裁判所は、調査委員に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

(調査委員の職務)

2 調査委員は、その職務を行うにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(調査委員の監督)

第四十三條 調査委員は、裁判所の監督に属する。

(調査委員の解任)

第四十四條 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、調査委員を解任することができる。この場合においては、その調査委員を審尋しなければならない。

(開始決定書)

第四十五條 更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(開始と同時に定めるべき事項)

第四十六條 裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

(更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。)

一 更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。

(更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日は、決定の日から一月内で行われなければならない。)

二 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日は、決定の日から一月内で行われなければならない。

(開始の公告及び送達)

第四十七條 裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公告しなければならない。

(更生手続開始決定の主旨)

一 更生手続開始決定の主旨

二 管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨

三 前條の規定により定めた期間及び期日

四 会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。

2 管財人、審査人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第二項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することとを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(開始の通知)

第四十八條 前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前條第一項第二

号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。

(書類の備置)

第四十九條 更生手続開始の申立に関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(抗告)

第五十條 更生手続開始の申立についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第三十七條の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に対して即時抗告があつた場合に準用する。

(開始決定の取消)

第五十一條 更生手続開始決定取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2 第四十七條第二項及び第四十八條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の場合においては、管財人、管財人がないときは会社は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(開始後の資本の減少等)

第五十二條 更生手続開始後の終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることができない。

2 更生手続開始後の終了までの間において、更生手続によらないで会社の定款を変更するには、裁

判所の許可を得なければならない。

(開始後の業務及び財産の管理)

第五十三條 更生手続開始の決定があつた場合において、管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。

(裁判所の許可を要する行為)

第五十四條 管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

一 会社財産の処分

二 財産の譲受

三 借財

四 第三百三條の規定による契約の解除

五 訴の提起

六 和解及び仲裁契約

七 権利の放棄

八 共益債権及び取戻権の承認

九 その他裁判所の指定する行為

第五十五條 前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に対抗することができない。

(開始後の会社の行為)

第五十六條 会社が更生手続開始後会社財産に關してした法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。

2 会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

(開始後の権利取得)

第五十七條 更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に關し会社又は管財人の行為によらないで權利を取得しても、その取得は、更生手続の關係において、その効力を主張することができない。

2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

(開始後の登記及び登録)

第五十八條 不動産又は船舶に關し更生手続開始前に生じた登記原因に基き更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二條第一号(登記の申請に必要な手続上の條件が具備しないとき)の規定による仮登記は、更生手続の關係において、その効力を主張することができない。但し、登記權利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、權利の設定、移転又は変更に關する登録又は仮登録に準用する。

(開始後の会社に対する弁済)

第五十九條 更生手続開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の關係においても、その効力を主張することができない。

2 更生手続開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合を除き、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の關係においてその効力を主張することができる。

(善意、悪意の推定)

第六十條 前二條の規定の適用については、更生手続開始の公告前においては、その事実を知らなかつたものと推定し、公告後においては、その事実を知つていたものと推定する。

(共有關係)

第六十一條 会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、分割をしない定があるときでも分割の請求をすることができ

る。

2 前項の場合においては、他の共有者は、相當の償金を支拂つて会社の持分を取得することができ

(取戻權)

第六十二條 更生手続の開始は、会社に屬しない財産を会社から取り戻す權利に影響を及ぼさない。

(売渡担保)

第六十三條 更生手続の開始前会社に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

(運送中の売渡物品の取戻)

第六十四條 売主が売買の目的たる物品を賣主に発送した場合に、買主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地までの物品を受け取らない間に更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て代金の全額を支拂つてその物品の引渡を請求することを妨げない。

2 前項の規定は、第三百三條の規定

の適用を妨げない。

(問屋の取戻權)

第六十五條 前條第一項の規定は、物品買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

(賠償的取戻權)

第六十六條 会社が更生手続開始前に取戻權の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻權者は、反對給付の請求權の移轉を請求することができ。管財人、管財人がないときは会社が取戻權の目的たる財産を譲り渡した場合も、また同様である。

2 前項の場合において、管財人、管財人がないときは会社が更生手続開始後に反對給付を受けたときは、取戻權者は、管財人又は会社が反對給付として受けた財産の給付を請求することができ。

(他の手続の中止等)

第六十七條 更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、するることができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。

2 更生手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間又

は決定の日から六月間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴收法による滞納処分、国税徴收の例による滞納処分及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができず、既にされているこれらの処分は、中止する。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職權で、前項の六月の期間を延長することができ。但し、その期間は、三月をこえることができない。

4 前項の期間の伸長をする場合においては、裁判所は、あらかじめ徴收の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

5 第二項及び第三項の規定により処分をすることができず、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6 裁判所は、更生に支障をきたさないと認めるときは、管財人(管財人がないときは、会社)若しくは第二百二十二條に掲げる請求權につき徴收の権限を有する者の申立により又は職權で、中止した手続又は処分の続行を命ずることができ、更生のため必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職權で、担保を供させ又は供させないで、中止した手続又は処分の取消を命ずることができ。但し、破産手続については、この限りでない。

7 第一項の規定によつて効力を失つた手続のために会社に対して生

じた債権及びその手続に關する会社に対する費用請求權並びに前項の規定によつて続行された手続又は処分に関する会社に対する費用請求權は、公益債權とする。

(訴訟手続の中断)

第六十八條 更生手続開始の決定があつたときは、会社の財産關係の訴訟手続は、中断する。

(受継)

第六十九條 前條の規定によつて中断した訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に關しないものは、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求權は、公益債權とする。

2 管財人の選任がないとき、又は前項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、会社は、當然訴訟手続を受継する。

(行政庁に係屬する事件)

第七十條 前二條の規定は、会社の財産關係の事件で更生手続開始當時行政庁に係屬するものに準用する。

(移送)

第七十一條 更生裁判所は、更生手続開始當時会社の財産關係の訴訟が他の裁判所に係屬するときは、決定でその移送を求めることができる。更生手続開始後他の裁判所に係屬するに至つたものについても、また同様である。

2 前項の決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、訴訟を更生裁判所に移送しなければなら

3 前項の移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができ

4 前三項の規定は、上級裁判所に係属する訴訟については、適用しない。

(裁判所の処分)

第七十二條 更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、第三十九條に定める処分の外、左の処分をすることができ

一 発起人、取締役、監査役又は清算人に対する株金拂込請求権又はその責任に基づく損害賠償請求権の査定

二 前号の株金拂込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対してする保全処分

2 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第二号の処分をすることができ

3 第三十九條第二項及び第三項の規定は、第一項第二号及び前項の規定による処分に準用する。

(株金拂込請求権等の査定手続の開始)

第七十三條 前條第一項第一号の規定による査定の申立をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならぬ。

定しなければならぬ。

(査定に関する裁判)

第七十四條 査定の裁判及び査定の申立を棄却する裁判は、理由を附した決定でなければならぬ。

2 裁判所は、決定前利害關係人を審尋しなければならぬ。

(異議の訴)

第七十五條 査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不變期間内に、異議の訴を提起することができ

2 査定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に關しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

3 第一項の訴は、更生裁判所の管轄に專屬し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができ

4 数個の訴が同時に係属するとき、弁論及び裁判は、併合してしなればならぬ。

(査定の効力)

第七十六條 前條第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

(時効の中断)

第七十七條 査定の申立は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。職権による査定手続の開始も、また同様である。

(否認権)

第七十八條 左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができ

一 会社が更生債権者又は更生担

保権者(以下本條中「更生債権者等」という)を害することを

二 会社が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立(以下本條中「支拂の停止等」という)のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供與又は債務の消滅に關する行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の當時支拂の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。

三 会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に關する行為であつて、会社の義務に屬せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に屬しないもの。但し、債権者においてその行為の當時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき、支拂の停止等があつた後の場合は、なお、その事実を知らなかつたときは、この限りでない。

四 会社が支拂の停止等があつた後又はその前六个月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2 前項の規定は、会社が第二百一十一條第一項第五号及び第二百二十二

條に掲げる請求権につき、その徵收の権限を有する者に対してした担保の供與又は債務の消滅に關する行為については、適用しない。

(手形債務支拂の場合の例外)

第七十九條 前條第一項の規定は、会社から手形の支拂を受けた者がその支拂を受けなければ債務者の一人又は数人に対する手形上の權利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が振出の當時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立のあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、これらの者に会社が支拂つた金額を償還させることができる。

(權利変動の對抗要件の否認)

第八十條 支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつた後權利の設定、移轉又は変更をもつて第三者に対抗するために必要なる行為をした場合において、その行為が權利の設定、移轉又は変更があつた日から十五日を経過した後惡意でしたものであるときは、これを否認することができ

は、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、權利取得の効力を生ずる登録に準用する。

(執行行為の否認)

とする行為につき、執行力のある債務名義があるとき又はその行為が執行行為に基くものであるときでも、行うことを妨げない。

(否認権の行使)

第八十二條 否認権は、訴又は否認の請求によつて、管財人、管財人がないときは更生債権者又は更生担保権者が行う。

2 前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に專屬する。

(否認の請求原因の疎明)

第八十三條 否認の請求をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならぬ。

(否認の請求についての裁判)

第八十四條 否認の請求を認可し又はこれを棄却する裁判は、理由を附した決定でなければならぬ。

2 裁判所は、決定前相手方又は転得者を審尋しなければならぬ。

(異議の訴)

第八十五條 否認の請求を認可する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不變期間内に異議の訴を提起することができ

2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に專屬する。

第八十六條 否認の請求を認可する決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、同様である。

(否認権行使の効果)

第八十七條 否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2 第七十八條第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(相手方の地位)

第八十八條 会社の行為が否認された場合において、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、其益債権者としての権利を行うことができる。

2 反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者としての権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

(相手方の債権の復活)

第八十九條 会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)

第九十條 左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対しては、また行使することができない。

一 転得者が転得の当時各その前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二 転得者が無償行為又はこれと

同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対して否認の原因があると

2 第八十七條第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支拂停止を知つたことに基く否認の制限)

第九十一條 更生手続開始の申立の日から一年前にした行為は、支拂停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の期間)

第九十二條 否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときも、また同様である。

(詐害行為取消訴訟等)

第九十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條(詐害行為取消権)の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、更生手続の終了に至るまで中止する。

第三章 管財人

(選任)

第九十四條 管財人は、その職務を行うに適した利害関係のない者のうちから選任しなければならぬ。但し、数人の管財人を選任する場合に、そのうちの一人を利害関係のある者のうちから選任することができない。

2 信託業法(大正十一年法律第六十五号)又は担保附信託法(明治三十八年法律第五十二号)に基

く信託会社及び銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基く銀行は、管財人となることができる。

3 前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち管財人の職務を行うべきものを指名し、裁判所に届け出なければならぬ。

(当事者適格)

第九十五條 管財人の選任があつたときは、会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

(数人の管財人の職務執行)

第九十六條 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができ。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(注意義務)

第九十七條 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責任を負ふ。

(管財人代理)

第九十八條 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができ。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならぬ。

(計算の報告義務)

第九十九條 管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならぬ。

(任務終了の場合の緊急処分)

第一百條 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができると必要処分をしなければならない。

(調査委員に関する規定の準用)

第一百一條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主

(更生債権)

第一百二條 会社に対し更生手続開始の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(双務契約)

第一百三條 双務契約について会社及びその相手方が更生手続開始当時まだともにその履行を完了しないときは、管財人(管財人がないときは会社。以下本條中同じ)は、契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合においては、相手方は、管財人に対し契約を解除するか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができ。管財人がその催告をうけた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職権で、前項の期間を延長し、又は短縮することができ。

4 前三項の規定は、労働協約には適用がないものとする。

第一百四條 前條の規定によつて契約の解除があつたときは、相手方は、損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 会社の受けた反対給付が会社財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、現存しないときは、相手方は、その価額につき其益債権者としてその権利を行うことができる。

(開始後の手形の引受等)

第一百五條 為替手形の振出人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその事実を知らないで引受又は支拂をしたときは、その支拂人又は予備支拂人は、これによつて生じた債権につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3 第六十條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

(貸借契約等)

第一百六條 貸借人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時における当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係において

は、その効力を主張することができない。

2 前項の規定により更生手続の關係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

3 前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

(交互計算)

第百七條 交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合において、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができ

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

(会社が他の者とともに全部義務を負う場合)

第百八條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合)

第百九條 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

(将来の求償権)

第百十條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、そ

の全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項但書の場合において同項の求償権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

3 前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

(一部の保証の場合)

第百十一條 第百八條、第百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

(更生債権の弁済の禁止)

第百十二條 更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。但し、第百二十二條に掲げる請求権については、その消滅処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される場合、消滅処分による差押を受け、た会社の債務(差押の効力の及ぶ債権を含む)につき当該消滅処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て弁

済をする場合は、この限りでない。

(更生債権者の権利)

第百十三條 更生債権者は、その有する更生債権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生債権者は、次條から第百十八條までに掲げる債権については、これらの規定によつて算定した金額に就き、その他の債権については、その債権額に応じて議決権を有する。

(期限附債権で無利息のもの)

第百十四條 期限附債権が無利息であつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合においては、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

(定期金債権)

第百十五條 前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

(不確定期限債権)

第百十六條 第百十四條の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

(金銭を目的としない債権等)

第百十七條 債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定められたもので

あるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

(条件附債権及び将来の請求権)

第百十八條 条件附債権は、更生手続開始の時ににおける評価額による。

2 前項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

(源泉徴収所得税等)

第百十九條 更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六ヶ月間の会社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

(優先権の期間の計算)

第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。

(劣後的更生債権)

第百二十一條 左に掲げる請求権は、更生債権とする。

- 一 更生手続開始後の利息
- 二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金
- 三 更生手続参加の費用
- 四 前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じ

た財産上の請求権で共益債権でないもの

五 更生手続開始前の罰金、料料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四條第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む)(通告処分)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権で、同項第六号に掲げるものの以外のもは、この限りでない。

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(租税等の請求権)

第百二十二條 国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権については、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免、徴収

の猶予、債務の承継その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(更生担保権)

第二百二十三條 更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生担保権とする。

2 第八條から第十二條までの規定は、更生担保権に準用する。

(更生担保権者の権利)

第二百二十四條 更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生担保権者は、その債権額のうち担保権の目的の価額(先順位の担保権があるときは、その担保権によつて担保された債権額を担保権の目的の価額から控除した額。以下本條中同じ)をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができる。

3 更生担保権者は、その担保権の目的の価額、被担保債権の額が担保権の目的の価額より少いときは、その被担保債権の額に就いて議決権を有する。

4 第十三條第二項及び第百十四條から第百十八條までの規定は、更生担保権者の議決権に準用する。

(更生債権の届出)

第二百五條 更生手続に参加しようとする更生債権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住

所、各債権の内容及び原因、議決権の額並びに一般の優先権のある債権又は第百二十一條第一項に掲げる債権(以下「劣後的債権」という。)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後的債権に係る部分は、別に届出をしなければならない。

3 更生債権について更生手続開始当時訴訟が係属するときは、第一項に定める事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(更生担保権の届出)

第二百二十六條 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 前條第三項の規定は、更生担保権について準用する。

(届出の追完等)

第二百二十七條 更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることができなかつた場合においては、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができ、この期間については、民

事訴訟法第百五十八條第一項(期間の伸縮)の規定は、準用しない。

2 届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権については、その権利の発生した後の一月の不変期間内に、届出をしなければならない。

3 前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終了した後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

(届出名義の変更)

第二百二十八條 届出をした更生債権者又は更生担保権者取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

(株主の権利)

第二百二十九條 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。

(株式の届出)

第三百十條 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(追加届出)
第三百十一條 裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知れている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

(更生債権者表、更生担保権者表及び株主表)
第三百十二條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に應じ適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所
二 更生債権の内容及び原因
三 議決権の額
四 優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その旨
五 更生担保権者表
六 更生担保権者の氏名及び住所
七 更生担保権の内容及び原因
八 更生担保権の内容及び原因

一 更生担保権者の氏名及び住所
二 更生担保権の内容及び原因

担保権の目的及びその価額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三 議決権の額
株主表
一 株主の氏名及び住所
二 株式の額面無額面の別、種類及び数

(謄本の交付)
第三百十三條 裁判所書記官は更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(権利届出の書類等の備置)
第三百十四條 更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(更生債権及び更生担保権調査の期日)
第三百十五條 更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第三百十二條に掲げる事項を調査する。

(関係人の出頭)
第三百十六條 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主又はその代理人は、前項の調査の期日に出頭して他の更生債権又は更生担保権につ

3 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。
(管財人、審査人等の出頭)
第三百三十七條 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければならないことができる。

(届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査)
第三百三十八條 第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がないときに限り、更生債権及び更生担保権調査の一般期日においてその調査をすることが出来る。届出期間経過後に届出のあつたその他の更生債権及び更生担保権についても、また同様である。

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、その調査をするため特別期日を定めなければならない。この場合においては、費用は、その更生債権者又は更生担保権者の負担とする。
(届出事項の変更)
第三百三十九條 前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加えた場合に準用する。
(一般期日後に届出の追記をした更生債権等の調査)
第四百十條 第三百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第二百二十七條の規定によつて、更生債権及び更生担保権調査の一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に準用する。
(更生債権及び更生担保権調査の特別期日)
第四百十一條 更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、審査人、会社並びに届出した更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2 前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることが出来る。
3 第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。
(期日の変更、延期及び続行)
第四百十二條 前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送達をすることを要しない。
(更生債権及び更生担保権等の確定)
第四百十三條 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人(管財人がないときは、会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権については、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。
(更生債権者表及び更生担保権者表への記載)
第四百十四條 裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生債権者及び更生担保権者の調査を行う審査人がある場合において会社の述べた異議も、また同様である。

2 裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならない。
(記載の効力)
第四百十五條 確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。
(異議の通知)
第四百十六條 更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定の訴)
第四百十七條 異議(管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合における会社の異議を除く。)のある更生債権又は更生担保権については、その権利者は、その異議者に対し、訴をもつてその権利の確定を求めることができる。
2 前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

3 異議者が数人あるときは、これを共同被告とする。
4 裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。
(更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄)
第四百十八條 更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。
(異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受審)
第四百十九條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権に關し更生手続開始決定當時訴訟が係属する場合において、更生債権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めようとするときは、異議者を相手方として訴訟を受け結がなければならない。

2 第四百十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。
(請求原因の制限)
第五百十條 更生債権者又は更生担保権者は、第四百十四條第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受け結ぐことができる。
(更正債権者等のみの異議の主張)
第五百十一條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主のみに異議のあるものについては、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。
2 第四百十七條第二項から第四項まで及び第四百十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。
(有名義債権等に対する異議の主張)
第五百十二條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者は、会社がすることの出来る訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。
2 第四百十七條第二項から第四項まで、第四百十九條及び第五百十條の規定は、前項の場合に準用する。
(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果の記載)
第五百十三條 裁判所は、管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権

者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者又は更生担保権者表に記載しなければならぬ。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力)

第百五十四條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して、その効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第百五十五條 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者、更生担保権者又は株主は、その利益の限度において其益債権者として訴訟費用の償還を請求することができ

る。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額)

第百五十六條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によつて受ける利益の予定額を標準として更生裁判所が定める。

(罰金、租税等の届出)

第百五十七條 第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條に掲げる請求権については、国又は公共団体は、遅滞なくその額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならぬ。

第百四十四條第一項の規定は、前項の規定によつて届出のあつた請求権に準用する。

(不服の申立の許される場合)

第百五十八條 管財人、管財人がないときは会社は、前條第一項の規定によつて届出のあつた請求権の原因が訴訟、訴訟その他の不服の申立を許す処分であるときは、その請求権について、会社がすることのできる方法で不服を申し立てることができる。

2 第百四十九條、第百五十三條及び第百五十四條の規定は、前項の不服の申立に準用する。

(更生債権者等の分類)

第百五十九條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者
二 一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者
四 劣後的債権を有する更生債権者

五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六 前号に掲げる株主以外の株主
2 裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができ

る。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

3 管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べる事ができる。

4 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5 第百四十一條の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達に準用する。但し、関係人集会又は更生債権者及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

(更生計画から除外できる者)

第百六十條 会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算したものと仮定した場合において、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができない更生債権者又は株主は、更生計画から除外することができる。

2 裁判所は、管財人、審査人、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、前項に該当する者を指定しなければならない。

3 前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

(代理委員の選任)

第百六十一條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権者又は株主

のために、更生手続に属する一切の行為をすることができ

る。4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。但し、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、裁判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6 更生債権者、更生担保権者又は株主は、代理委員を解任したとき、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

(社債権者)

第百六十二條 社債権者集会は、関係人集会における社債権者の議決権の行使その他更生手続における社債権者の権利の行使について決議することができる。

2 社債権者の委託を受けた会社又は担保付社債信託法の受託会社は、社債権者のために、更生債権者又は更生担保権者の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができ

る。但し、自ら更生債権者又は更生担保権者の届出をした社債権者については、この限りでない。

3 前項の会社が社債権者のために更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者を表示することを要しない。

4 自らその更生債権者又は更生担保権者の届出をしなかつた社債権者は、何時でも第二項の会社の権限を排除して自らその権利を行使することができ

る。この場合においては、社債権者は、あらかじめそ

の旨、氏名、住所並びにその有する債権の額、番号及び発行の年月日を裁判所に届け出、且つ、債券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

5 自ら更生債権者又は更生担保権者の届出をし、又は前項の規定による届出をした社債権者は、遅滞なく第二項の会社にその届け出た事項を通知しなければならない。

(相殺権)

第百六十三條 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始当時会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生債権及び更生担保権届出の期間の満了前に相殺に適用するようになつたときは、更生債権者又は更生担保権者は、その期間内に限り更生手続によらないで相殺をすることができ

る。債務が期限附であるときも、また同様である。

2 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の質料債務については、当期及び次期のものに限り、これをする事ができる。但し、敷金があるときは、その後の質料債務についても、相殺をすることができ

る。

3 前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

(相殺の禁止)

第百六十四條 左の場合において、相殺をすることができない。

二 会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三 会社の債務者が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取得したとき。但し、その取得が法定の原因に基づくとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいづれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第百六十五條 関係人集会の期日には、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定により送達を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第百六十六條 関係人集会の期日

は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)
第百六十七條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第百六十八條 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2 関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公告をすることを要しない。

(期日の併合)

第百六十九條 裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権者及び更生担保権調査の各期日を併合することができる。

(議決権に対する異議)

第百七十條 管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権者及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

(議決権の行使)

第百七十一條 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に依りて議決権を行使することができる。

2 異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

(不当な議決権者の排除)

第百七十二條 裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に関し貼るを收受する等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権を行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

(議決権を行使することができない者)
第百七十三條 前二條の規定により議決権を行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

一 更生計画によつてその権利に影響を受けたい者

二 第百六十條の規定により計画から除外することのできる者

三 第二百四十二條第二項の規定によりその保護が定められていない者。

(議決権の代理行使)
第百七十四條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行うことができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章 更生手続開始後の手続

(会社の業務及び財産の管理)
第百七十五條 管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)
第百七十六條 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に對し、会社にあつた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができない。

3 会社は、前項の郵便物又は電報の開覽を求め、且つ、会社財産に關しないものの交付を求めることができる。

第百七十七條 裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を聞き、前條第一項の囑託を取り消し、又は変更することができる。

2 更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の囑託を取り消さなければならない。

(財産の価額の評定)
第百七十八條 管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の虞のある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

(財産目録及び貸借対照表の作成)
第百七十九條 管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

(管財人の調査報告)
第百八十條 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生手続の開始に至つた事情

二 会社の業務及び財産に関する経過及び現状

三 第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

四 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適當とする事情の有無

(会社の報告)

第百八十一條 管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)

第百八十二條 管財人は、裁判所の

定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後債権であるときは、その事項

二 更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三 株主の氏名及び住所並びに株式の額面無類面の別、種類及び数
管財人がなく、且つ、第九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。

(その後の報告等)
第九十三條 管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるものの外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

(営業用の固定財産の評価)
第九十四條 第九十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の

営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第二百八十五條(営業用の固定財産の評価)の規定は、適用しない。

(書類の備置)

第九十五條 第九十九條から第九十三條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(会社の更生事務処理)
第九十六條 管財人がない場合には、会社は、裁判所の監督のもとに、更生事務を処理する。

二 会社は、更生事務の処理につき、管財人と同一の注意義務を負う。

三 会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害関係人に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。

(業務及び財産の管理の変更)
第九十七條 会社の債務が二千万円以下である場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を会社に回復させることができ、また、会社に業務及び財産の管理をさせることをやめて管財人を置くことができる。

(管理の変更に伴う訴訟手続の中断、受継)
第九十八條 更生手続開始後会社が訴訟を受継した後に管財人が置かれたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、管財人又は相手方においてこれを受け

継ぐことができる。

二 更生手続開始後管財人又は相手方が訴訟を受継した後に管財人を置くことがやめられたとき、又は更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならない。

三 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐことができる。

四 前三項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

(営業の休止)

第九十九條 営業継続中の会社につきその営業の継続を不適当とする特別の事情がある場合において、その営業を休止しようとするときは、管財人、管財人がないときは会社は、裁判所の許可を得なければならない。

(財産の保管方法等)

第一百十條 裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の收支について必要な定をすることができる。

(審査人)

第一百十一條 管財人がない場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも利害関係のない者を審査人に選任して第九十八條、第九十二條第一項及び第九十三條に掲げる事項の調査報告、更生計画案の作成、発起人、取締役、監査役又は清算人に対する責任追及並びに会社の業務及び財産に関する監督その他裁判所の命ずる事項を行わせること

ができる。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。

二 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

(管財人等に関する規定の準用)

第一百十二條 第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第一百條の規定は、審査人に準用する。

二 審査人があるときは、発起人等に対する責任追及に関する訴については、審査人を原告又は被告とする。

(審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継)
第一百十三條 審査人が置かれた場合において、発起人等に対する会社の責任追及に関する訴訟手続が係属するときは、その訴訟手続は、中断する。この場合においては、審査人は、訴訟を受け継がなければならない。

二 第九十八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(法律顧問)

第一百十四條 管財人、管財人がないときは会社は、必要があるときは、裁判所の許可を得て法律顧問を選任することができる。

(第一回の関係人集会)

第一百十五條 第九十條又は第九十二條第一項に掲げる事項を裁判所に報告した管財人、審査人又は会社は、その事項の要旨を第一

回の関係人集会に報告しなければならない。

第一百十六條 第一回の関係人集会においては、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならない。

(更生計画案の作成及び提出)
第一百十七條 管財人(管財人がないときは会社。但し、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人)は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

二 裁判所は、申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。

三 計画案の作成ができないときは、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第九十八條 会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

二 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(清算を内容とする計画案)

第一百十九條 更生手続開始後会社の存続、合併、新会社の設立又は営業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明かになったときは、裁

判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第五百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。
(更生計画案審理のための関係人集会)

第二百條 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第二百一條 前條の關係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。
(監督行政庁等の意見)

第二百二條 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならない。

3 会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案に

つき意見を述べることができる。
(会社の労働組合等の意見)

第二百三條 裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。

(更生計画案の修正)
第二百四條 更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案を修正することができる。

(更生計画案の修正命令)
第二百五條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。
(関係人集会の再開)

第二百六條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2 第二百一條の規定は、前項の關係人集会に準用する。
(更生計画案の排除)
第二百七條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。
(更生計画案決議のための関係人集会)

第二百八條 第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

である。と認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。

第二百八條 第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の字又はその要旨を管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主(議決権行使者ができない者を除く)。更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3 前項の送達については、第四百四十一條第二項及び第三項の規定を準用する。
(更生のために債務を負担する者等の出頭)

第二百九條 更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、前條第一項の期日に出席して、その旨の陳述をしなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。
(更生計画案の変更)
第二百十條 更生計画案の提出者は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を與えない場合に限って、第二百八條第一項の關係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

(決議の時期)
第二百十一條 更生計画案は、一般の更生債権者又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

(決議の方法)
第二百十二條 第二百八條第一項の關係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第五百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。
(可決の要件)

は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を與えない場合に限って、第二百八條第一項の關係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

(決議の時期)
第二百十一條 更生計画案は、一般の更生債権者又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

(決議の方法)
第二百十二條 第二百八條第一項の關係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第五百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。
(可決の要件)

第二百十三條 關係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上に當る議決権を有する者(第四百九十九條に定める計画案を可決するには、その全員の同意、株主の組においては議決権を行使することのできる株主の議決権の総額の過半数に當る議決権を有する者の同意を得なければならない)。

(執行期日の指定)
第二百十四條 關係人集会において更生計画案が可決されるに至らなかった場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使す

ることができ、更生債権者の議決権の総額の過半数に當る議決権を有する者の同意を得なければならない。

第二百十五條 更生計画案の可決は、第二百八條第一項の關係人集会の第二期から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。
(公益債権)
第二百十六條 左に掲げる請求権は、公益債権とする。

ることができ、更生債権者の議決権の総額の過半数に當る議決権を有する者、更生担保権者の組においては議決権を行使することのできる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者の同意を得なければならない。

第二百十五條 更生計画案の可決は、第二百八條第一項の關係人集会の第二期から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。
(公益債権)
第二百十六條 左に掲げる請求権は、公益債権とする。

一 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

二 更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三 更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。

四 第二百九十三條及び第二百九十五條の規定により支拂すべき報酬、費用及び報償金

五 会社の業務及び財産に関し管財人、会社又は整理委員が権限に基いて更生手続開始後にした行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に対して生じた請求権

七 第二百三條第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八 会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるものの以外のもの。

(共益債権の弁済)

第二百二十七條 共益債権は、更生手続によらないで、随時弁済する。

2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第二百二十八條 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

第七章 更生計画の條項

(更生計画の條項)

第二百二十九條 更生計画において

は、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に

関する條項を定めなければならない。

2 計画においては、營業若しくは財産の譲渡、出資若しくは質貸、事業の經營の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。

(更生債権者等の権利)

第二百三十條 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第六十條の規定に基づき計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

(債務の期限)

第二百三十一條 更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならない。且つ、その期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないときは担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

(担保の提供及び債務の負担)

第二百三十二條 会社又は会社以外の者が更生のために担保を提供する

ときは、担保を提供する者を明示し、且つ、担保の内容を定めなければならない。

2 会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

(未確定の更生債権等)

第二百三十三條 異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の落着かないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(共益債権)

第二百三十四條 共益債権については、既に弁済したものを明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。

(營業又は財産の譲渡等)

第二百三十五條 会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは質貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は株主に分配するときは、その分配の方法を定めなければならない。

(争の落着しない権利)

第二百三十六條 会社に属する権利

で、争の落着しないものがあるときは、和解若しくは調停の受託に関する定をするか、又は管財人若しくは審査人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。

(定款の変更)

第二百三十七條 会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引受権を與え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。

(取締役等の変更)

第二百三十八條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3 前二項の場合において、数人の代表取締役が共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

(資本の減少)

第二百三十九條 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定

めなければならない。

一 減少すべき資本の額

(新株の発行)

第二百四十條 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の割当に関する事項

三 新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号及び第三号に掲げる事項

二 拂込金額その他新株の割当に関する事項及び新株の拂込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

三 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに對して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 第一項第一号に掲げる事項

二 前項第三号に掲げる事項

(この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

四 無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

(社債の発行)

第二百三十一條 会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当に関する事項

四 担保附社債であるときは、その担保権の内容

(吸収合併)

第二百三十二條 会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 一の会社の商号

二 存続する会社が合併によつてその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数、その株式についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

三 合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並

びにその割当に関する事項
四 存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額
五 合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂ひ、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
六 他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時
七 合併すべき時期を定めたときは、その規定
(新設合併)
第二百三十三條 会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 一の会社の商号
二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数
四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六 新会社の資本及び準備金の額

七 各会社の株主に金銭を支拂ひ、又は社債を割り当てることを定めたとときは、その規定

八 前條第六号及び第七号に掲げる事項
(新会社の設立)
第二百三十四條 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
二 新会社が発行する株式の総数
三 額面株式を発行するときは、一株の金額
四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期(但し、一年をこえることができない。)

十 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項

2 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式の額面無額面の別、種類及び数、新会社の設立に際して無額面株式を発行するときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に対してあらたに拂込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせるときは、前項第五号に掲げる事項

三 あらたに現物出資をする者があつたときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに對して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

(解散)
第二百三十五條 会社が合併によらないで解散するときは、その旨及び解散の時期を定めなければならない。

(條件の差等)
第二百三十六條 更生計画においては、左に掲げる権利の順位を考慮して、計画の條件に公正、衡平な差等を設けなければならない。

一 更生担保権

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権

三 前号及び次号に掲げるものの以外の更生債権

四 劣後的更生債権
五 残余財産の分配に關し優先的内容を有する種類の株主の權利
六 前号に掲げるものの以外の株主の權利

2 前項の規定は、第二百二十一條第一項第五号及び第二百二十二條に掲げる請求権については、適用しない。

(平等の原則)
第二百三十七條 更生計画の條件は、同じ性質の權利を有する者の間では平等でなければならない。

但し、更生債権者及び更生担保権者については、その債権の少額なものにつき別段の定めをし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(取締役等の選任等に関する規定)
第二百三十八條 会社又は新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)の取締役、代表取締役若しくは監査役の選任、選定若しくは留任又はその選任若しくは選定方法に関する更生計画の定めは、衡平で、且つ、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならない。

(特別利益の供與の無効)
第二百三十九條 会社又は第三者が更生計画の條件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は株主に特別の利益を與える行為は、無効とする。

第八章 更生計画の認可及び發行
(更生計画の認可)
第二百四十條 関係人集会において

更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認可につき決定をしなければならない。

2 第六百六十五條及び第六百六十六條に掲げる者は、計画の認可につき意見を述べる事ができる。

3 計画認可の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

(更生計画認可の要件)
第二百四十一條 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができ

一 更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二 計画が公正、衡平であり、且つ、実行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百二條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2 更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることが

(不同意の組のある場合の認可)
第二百四十二條 更生計画案につき関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する事項を定めて、計画認可の決定をすることができ

一 更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二 更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額(担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする。)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三 裁判所が定めるその権利の公正な取引価額を権利者に支拂うこと。

四 その他前各号に準じて公正、衡平に権利者を保護すること。

2 計画案につき、関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られないこ

とが明らかな組があるときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、あらかじめその組の更正債権者、更正担保権者又は株主のために前項に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する事項を定めて、計画案を作成することを許可することができ。

3 前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならない。

(更生計画認可の決定の言渡等)
第二百四十三條 更生計画認可の決定は、言い渡し、且つ、その主文、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(更生計画の効力発生の時)
第二百四十四條 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(抗告)
第二百四十五條 更生計画認可の決定に対しては、即時抗告をすることができ。但し、届出をしなければ再生債権者、更生担保権者又は株主は、この限りでない。

2 議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権者又は株主であることを疎明しなければならない。

3 第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとき、計画の

遂行によつて生ずべき償ふことができない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事実上の点について疎明があつたときは、申立により、抗告につき決定があるまで、保証を立てさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができ。

4 前三項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)
第二百四十六條 第二百九十條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者等への記載)
第二百四十七條 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)
第二百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者に対して有する権利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のた

めに供した担保に影響を及ぼさない。
(更生債権等の免責等)
第二百四十九條 更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十一條第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

(権利の変更)
第二百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2 商法第二百八條(質権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。(更生債権者及び更生担保権者の権利)
第二百五十一條 更生計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対し権利が認められた場合には、その権利は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対してのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)
第二百五十二條 更生計画の定によつて株主に対し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなければ、認められ

第一類第四号 法務委員会職録第五号 昭和二十六年十月二十四日

(更生債権者表等の記載の効力)
第二百五十三條 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社(合併によつて設立される新会社を除く)、更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項に定める権利で金銭の支拂その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることが出来る。但し、民法第四百五十二條(催告の抗弁権)及び第四百五十三條(検査の抗弁権)の規定の適用を妨げない。

3 民事訴訟法第五百十六條から第五百五十八條まで(判決に基く強制執行)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十一條(執行文付與の訴)、第五百四十五條(請求異議の訴)及び第五百四十六條(執行文付與に対する異議の訴)の規定による訴は、更生裁判所の管轄に專屬する。

(中止中の手続の失効)
第二百五十四條 更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、その効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権(但し、破産法第四十七條第二号(国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行)
第二百五十五條 更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならぬ。

2 裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは、会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができる。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行ふ。

4 第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第一百條の規定は、整理委員に準用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令)
第二百五十六條 裁判所は、第二百四十八條第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に關し必要な命令をすることが出来る。

2 裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認めるときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権者若しくは更生担保権者その確定手続の着しないものを有する者のために、相当な担保を供させることができる。

3 民事訴訟法第一百十二條(担保提供の方法)、第一百十三條(担保物に対する被告の権利)、第一百十五條(担保の取消)及び第一百十六條(担保物の交換)の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(株主總會の決議等に関する法令の規定等の排除)
第二百五十七條 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立總會、株主總會(或る種類の株主の總會を含む)又は取締役會の決議を要しない。

(營業の譲渡等に関する商法の規定の特例)
第二百五十八條 第二百五五條の規定により更生計画において会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準すべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定によつてこれらの行為をすることが出来る。

2 前項の場合においては、商法第二百四十五條ノ二から第二百四十五條ノ四まで(反買株主の株式買

取請求)の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する商法の規定の特例)
第二百五十九條 第二百二十七條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更される。

(取締役等の変更に関する商法の規定の特例)
第二百六十條 第二百二十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2 第二百二十八條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によつてすることが出来る。この場合においては、商法第二百五十四條第一項(同法第二百八十條において準用する場合を含む)(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

計画に定めるところによる。

(資本の減少に関する商法等の規定の特例)
第二百六十一條 第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することが出来る。

2 前項の場合においては、商法第二百十二條第二項(株式消却の手続)、第二百七十六條第二項、第三項(資本減少の手続)及び第三百八十條(資本減少無効の訴)の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならぬ。

(新株の発行に関する商法等の規定の特例)
第二百六十二條 第二百三十條第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に株主となる。

2 前項の場合においては、新株引受権に關する定款の定に拘束されない。

3 商法第三百七十七條から第三百七十九條まで(株式併合)の規定は、株主に対し、割り当てる株式に端

数を生ずる場合に準用する。この場合においては、同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十二條ノ三（競売以外の方法による端株の売却の許可の申請の規定を準用する）。

第二百六十三條 第二百三十條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を発行することと定めたときは、計画の定によつて新株を発行することができ。

2 前項の場合においては、商法第二百八十條ノ三（発行条件の均等）、第二百八十條ノ八（現物出資の検査）、第二百八十條ノ十（発行の差止）、第二百八十條ノ十一（不公平な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで（新株発行無効の訴）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ十四（新株発行の場合における設立に関する規定の準用）において準用する同法第二百八十八條（拂込取扱銀行等の変更）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合においては、商法第二百八十條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同法第二項中「株券」とあるのは、「株券又ハ社債券」と読み替へるものとする。

5 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6 前條第三項の規定は、株主に對しあらたに拂込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき拂い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならぬ。

7 第一項の場合においては、会社の新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、株式の申込及び引受を証する書面並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書書を添附しなければならない。（社債の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百六十四條 第二百三十一條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込をさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八條（未拂込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、計画

の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対して発行する社債の額は、商法第二百九十七條（社債総額の制限）の規定の適用については、これを社債の総額に算入しない。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5 第一項の場合においては、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項（社債の総額を数回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

第二百六十五條 前條に定める場合を除き、第二百三十一條の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定によつて社債を発行することができる。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込をさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込めば足りる。

3 第二百六十三條第四項並びに前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき拂込のあつ

たことを証する書面並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5 第一項の場合においては、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

（合併に関する商法等の規定の特例）

第二百六十六條 第二百三十二條又は第二百三十三條の規定により更生計画において会社が他の会社と合併することを定めたときは、計画の定によつて合併をすることができ。

2 前項の場合においては、合併後存続する会社又は合併により設立される新会社の株式の割当を受けたる更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第四百八條ノ二（反対株主の株式買取請求）及び第四百十五條（合併無効の訴の提起権者の規定は、適用せず、同法第四百十六條第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする）。

4 第一項の場合においては、商法第四百十六條第一項及び第二項（合名会社の合併等に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成、第四百條（債権者保護の手続）、第四百條第一項、第三項（合併無効の訴）、第五百條（合併無効の訴の手続）、第六百八條から第六百十一條まで（合併無効の登記、判決の第三者に対する効力、判決の効力の不遡及、合併後の債務弁済の責任及び財産の帰属）及び第三百七十六條第三項（社債権者の異議）の規定は、準用しない。

5 前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6 第二百六十四條の規定は、第二百三十二條第五号又は第二百三十三條第七号の規定により株主に社債を割り当てた場合に準用する。この場合においては、株主は、合併の効力を生じた時に社債権者となる。

7 第一項の場合においては、合併による会社の解散又は変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書及び非訟事件手続法第九十三條ノ二第二項（合併による社債承継に関する登記）に掲げた書面を添附しなければならない。

8 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書、定

款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條 第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社成立の時に對して、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表

取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條 前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第六十五條（発起人の員数）、第六十七條（定款の認証）、第六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第六十九條（発起人の株式引受）、第七十條（発起設立における拂込及び役員選任）、第七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第七十五條第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込書の記載）、第八十一條（検査役の調査）、第八十三條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第八十四條第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第八十五條（変態設立事項の変更）、第八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第九十二條（発起人の株式引受及び拂込担保責任）、第九十三條（発起人の損害賠償責任）、第九十五條（取締役等の連帯責任）、第九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第九十八條（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、定款

は、更生裁判所の認証を受けるものとす、商法第七十八條に定めたる事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第九十四條（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに拂込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせるときは、これらの者に對し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第六十六條第二項の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができ

6 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第二項、第二百六十三條第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7 第一項の場合においては、新会社の設立登記の嘱託書又は申請書には前條第四項に掲げる書類の

外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書添附しなければならない。

（解散に関する商法等の規定の特例）

第二百六十九條 第二百三十五條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株主等の失権）

第二百七十條 更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二條第一項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に對し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないとすは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができ、この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定を適用しない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をして同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失う。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかわらず、その株式を取得することができ、この場合においては、会社又は新会社は、相當の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百七十一條 株主又は社債権者であつた者が前條第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合においては、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかわらず、その請求者に對し、株券又は債券を交付することができる。

（株式等の引受権の譲渡）

第二百七十二條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によつて会社又は新会社の株式又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百七十三條 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定によつて会社又は新会社の株式を取得する場合に、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一條(金融会社の株式保有の制限)の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百七十四條 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主が対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合に、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四條第二項(有価証券の募集又は売出しに関する届出)の規定は、適用しない。

(財産に関する処分の制限の特例)

第二百七十五條 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合に、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第二百七十六條 更生計画において会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百七十七條 更生計画において新会社が会社の租税債務を承継す

ることを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があつたときは、会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。但し、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條第三項(事業年度の期間が一年をこえる場合)の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額(利子税額を除く。)と更生手続開始前からの繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)の額との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び附加価値税については、法人税法第十九條(中間申告)及び地方税法第三十六條(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)の規定は、適用しない。

5 第十七條第二項、第二項、第三項

前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條(第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による登記については、登録税を課さない。

6 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條(營利法人の登記の税率)の規定にかかわらず、その金額の千分の一・五とし、計画において新会社が会社の不動産又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額は、同法第二條(不動産の登記の税率)及び第三條(船舶の登記の税率)の規定にかかわらず、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、同法の規定により計算した登録税の額がこれらの額より少いときは、その額による。

(退職手当)

第二百七十八條 厚生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができる。

2 前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社

における在職期間とみなす。

(更生計画の変更)

第二百七十九條 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要があるときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、審査人、整理委員、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、従前の計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集會に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

(更生手続の終結)

第二百八十條 更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確定であると認められるに至つたときは、裁判所は、管財人、審査人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五條第一項の規定は、前項

の決定があつた場合に準用する。

第九章 更生手続の廃止

(職権による廃止)

第二百八十一條 左の場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一 裁判所の定めた期間若しくはその延長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集會の審理者若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二 計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集會の第一期日から二月内若しくはその延長した期間内に可決されないとき。

(申立による廃止)

第二百八十二條 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明らかになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 申立人は、前項に定める更生手続廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

第二百八十三條 前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を発し、且つ、利害関係人の閲覧に供するため、その申立に関

する書類を備えて置かなければならない。

第二百八十四條 裁判所は、前條の通知発送後一月以上を経過した後でなければ更生手続停止の決定をすることができない。

(更生計画認可後の廃止)

第二百八十五條 更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続停止の決定をしなければならぬ。

第二百八十六條 裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害關係人の意見を聞かなければならない。

2 前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者のうち知れてゐるものに対し、送達しなければならぬ。

第二百八十七條 第二百八十五條の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

(廃止決定の公告)

第二百八十八條 裁判所は、更生手続停止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

(抗告)

第二百八十九條 第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続停止の決定に対する抗告及び第

八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2 第三十五條第一項の規定は、更生手続停止の決定が確定した場合に準用する。

(共益債権の弁済)

第二百九十條 更生手続停止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならぬ。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百九十一條 第二百八十一條又は第二百八十二條の規定による更生手続停止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。但し、管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があつた場合においては、会社が更生債権及び更生担保権調査の期日においてその権利に対して異議を述べなかつた場合に限り、

2 更生債権者又は更生担保権者は、更生手続終了の後、会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることが出来る。

3 第二百五十三條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

二項及び第三項の規定は、第二百八十五條の規定による更生手続停止の決定が確定した場合に準用する。

第十章 報酬及び報償金

(管財人等の報酬等)

第二百九十三條 調査委員、管財人、審査人及び整理委員は、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

2 前項に定める報酬の額は、その職務と責任にふさわしいものでなければならぬ。

第二百九十四條 前條に掲げる者がその資格を得た後、裁判所の許可を得ないで会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これらの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

(代理委員等の報償金等)

第二百九十五條 更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、会社財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支拂うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

第二百九十六條 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生手続開始後会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときは、裁判所は、前條の許可をするにつき、その事実を考慮しなければならぬ。代理委員又は代

理人がその資格を得た後、会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け又は譲り渡して利益を得た事実があるときも、また同様である。

(抗告)

第二百九十七條 第二百九十三條及び第二百九十五條の規定による決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第十一章 罰則

(詐欺更生罪)

第二百九十八條 会社の取締役若しくはこれに準すべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という。)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 会社の財産を隠匿し、棄し、又は債権者、担保権者若しくは株主の不利に処分すること。

二 会社の負担を虚偽に増加すること。

三 法律の規定により作すべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足る記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すること。

2 前項の規定は、刑法(明治四十

年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第三者の詐欺更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者でなくして同條に規定する行為をした者又は自己若しくは他人を利用する目的で更生債権者、更生担保権者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(收賄罪)

第三百條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に関し賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が關係人集会の決議に関し賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に関し管財人に賄りを收受させ、その供與を要求若しくは約束したときも、また同様である。

3 犯人又は法人たる管財人の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
(賄賂罪)

第二百一十一條 前條第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第二百一十二條 第四十一條第一項に掲げる者が同條(第百一十一條、第百九十二條第一項及び第二百五十五條第四項)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第二百一十三條 更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、左の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第百七十九條又は第百八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二 第百八十一條、第百八十二條、第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四 第二百七十條第五項の規定に

違反して株式の処分をすること

2 更生債権者 更生担保権者 株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第三号に掲げる行為をしたときも、また同項と同様である。

附則

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

○佐藤(達)政府委員 それでは私から、会社更生法案につきまして、概略の御説明を申し上げます。

会社、ことに株式会社は近代の企業形態の代表的なものでありまして、現在の経済社会において非常に大きな役割を果しておるというところは、いまさら申し上げるまでもないところでございます。ところがこの会社がたゞびその事業に破綻を来しました場合には、どうなるかというのを考えますと、終局的には申すまでもなく破産ということになるのであります。破産をいたしますと、その財産を換価して債権者に分配することになりますから、通常その企業は解体されてしまつて、関係当事者ももとより、社会的にも大きな損失をこうむることになるわけでございます。

それでは破産をしないで事業を更生させるためには、現行法上どういう方法があるかと申しますと、まず第一に破産予防のための和議の制度がございます。この制度はいわゆる強制和議の性質を持つておりまして、強力な制度でありますけれども、何分にも画一的、包括的な制度であり、またその性質上からも、会社にはあまり用いられて

いないようであります。次に、御承知のように商法の規定によるところの会社の整理の制度があります。この制度は補助的手段としては、かなり強力な措置を認めておりますけれども、整理自体はあくまでも任意的なものでありまして、整理の成立を強制しないというところが特徴であります。それだけにまた弱いということでありまして、これまたあまり用いられておらないのでございます。そこで窮状にある会社、ことに株式会社について、その事業の維持更生をはかりますために、何かそれに適合した強力な制度が必要であるということが、かねてから痛感されておつたのでございます。英米等におきましては早くからこのような制度が広く行われておりました。特にアメリカにおきましては、その運用の実績において著しい成果を収めておる様子がであります。政府は一昨年八月以来この研究に着手いたしまして、法制審議会に諮問して、ずつと調査審議を続けて参つたのでございますが、その結果成案を得まして、この法案を提出いたすことになつたわけでございます。

この法案の目的といたしますところは、経済的に窮境にあるが、なお再建の見込みのある株式会社につきまして、その会社、または一定の資格を有する債権者、あるいは株主の申立てによりまして、裁判所の監督のもとに更生手続を開始いたしまして、更生計画を作成して、会社の資本構成を変更し、あるいは新会社を設立するというような方法によりまして、債権者株主等の利害を適当に調整しながら、会社の債務を整理し、もつて会社の事業の維持更生

をはかるところにあるのであります。その対象といたしましては、さしあたりは株式会社に限定いたしましたわけでございます。

次にこの法案の特徴とも申すべき点を中心として、項目をあげて簡単に御説明をいたします。

まず第一点は、手続開始の原因を広く認めておることです。すなわち早期に更生をはかることができるようにするために、会社に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるという場合のほか、会社がその事業の継続に著しい支障を来すことなしには弁済期にある債務を弁済することができないときにも、会社から手続開始の申立てをすることができるようになっていることとあります。

第二点は、強度の強制和議の性質を有することです。すなわち更生計画の成立を容易にいたしますために、債権者のうち、多数の者の同意が有りますれば、一部の者が不同意であっても更生計画は成立し、またある組の権利者について多数決が得られないときでも、その組の者に対してある程度以上の権利保障の措置を講じさえすれば、その組の多数決を得ないで計画を成立させることができるということにいたしております。

第三点は、会社の資本構成の変更、あるいは新会社の設立等と、債務の整理とを結合させておることです。すなわち会社更生の方法といたしまして、単に債務の減免等によつて、整理をするだけでなく、新株を発行し、または新会社を設立いたしましたして、その株式を元の債権者に與えて債務を決済するという方法で、更生することが

できるように考えておるのであります。第四点は、担保権者を手続に参加させることとあります。すなわち担保権者の参加なしには更生計画は成立しがたいことが多いのでありまして、その権利を保護しながら、手続に参加させるということにいたしましたのであります。

第五点は、株主を手続に参加させることとあります。すなわち、会社の資本構成の変更と債務の整理とを結合させる結果、計画が株主の権利に影響を及ぼすことも必然的に多くなりまして、株主をも個々に手続に参加させることとしたのであります。

第六の点は、債権者、担保権者及び株主の持つておりますそれらの権利の性質に従ひまして、計画の條件に公正公平な差等を設けなければならぬといたします。すなわち、各権利者の利害の調整をはかつておることとあります。すなわち違つた性質の権利を持つております者が手続に参加いたしますので、その有する権利の性質に従つて、計画の條件に公正公平な差等を設けるべきものとして、株主は債権者より有利に、また債権者は担保権者より有利に取扱つてはならないということにいたしました。この順序を破つた更生計画は、かりにこれが多数決で可決いたされても、裁判所は認可をしないというようにいたしまして、各権利者の利害の調整をはかつておるのであります。

第七点は、租税等の徴収手続との調整をはかつておることとあります。すなわち租税その他の請求権を有しております者が手続に参加させ、手続が開始すると、一定の期間たとえば租税等

の滞納処分を中止いたしましたして、また徴収権者の同意があれば、徴収の猶予等ができることになつておるものであります。

次に第八点は、免責の制度をとつたということであり、すなわち更生後の会社の法律関係を明確にいたしましたして、なお更生を容易ならしめるために、債権の届出をしないものはその権利を失つてしまふ。また更生計画の認可決定があつたときには、計画によつて認められた権利、及びこの法律で認められた権利を除いて、会社はすべての債務から免責されるということになつておるのであります。

第九点は、更生計画の遂行の確保ということをはかつておるのであります。すなわち更生計画の確實迅速な実行をはかり、計画はできる限り手続の継続中に遂行して、新会社設立の場合には、管財人があれば管財人が発起人の職務をも行うこととして、その迅速な実行をはかつておることとてございませう。

第十といひましては、裁判所の裁量権を相当に、認めておることとてあります。すなわちこの手続は營業継続中の会社を対象としております。また関係人の利害が非常に錯雑してございませうので、迅速公平な処置ができるように、裁判所に相当程度の裁量権を認めておることとてございませう。

第十一点は、これは最後の点であります。監督行政庁等の手続への関與を認めておるのであります。すなわち更生計画は經濟界の実情に適合したものでなければなりませんので、会社の監督行政庁、証券取引委員会、その他の行政庁というような役所の関與を求めるといふことになつておるのであります。

以上で、非常に簡単にございませうが、大略の項目の御説明を終りました。なおこまかくわかりましたては別に他の政府委員から御説明いたされたいと存じます。よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと存じます。

○押谷委員長代理 提案理由の説明はこれにて終了いたしました。次に章を追つて政府より説明をお願いいたします。それについて質疑を行いたいと存じます。それではまず第一章及び第二章について政府より説明をお願いいたします。

○位野本政府委員 それではお手元に配付いたしました会社更生法案逐條説明という文書、これに基づきまして、重要な條文を適宜選択して、章別に御説明を申し上げます。

まず第一章でございますが、この第一章は、この法律の目的、更生手続開始の時、人及び地域に関する効力、更生事件の管轄、更生事件に関する裁判所の裁判その他の行為に関する通則、破産及び手続の移行等、この法律の実体的及び手続的な通則を定めております。

第一條はこの法律の目的を規定し、あわせてこの法律の対象となる会社は株式会社に限ることを明らかにしております。

第二條は、更生手続の効力発生の際に於いて定めておきまして、更生手続はその開始決定のときから効力を生ずるといふことになつております。

第三條は、外国人の地位について規定いたしました。すなわち、いわゆる無條件平等主義を採用いたしております。

第四條は、更生手続の國際的効力について定めておきまして、いわゆる屬地主義を採用したわけでありませう。

第五條は、更生手続の参加の時効の關係を定めたものでありまして、更生手続の参加によりまして、更生債権者の債権について中断の効力を認めただけであります。

第六條は、更生事件の管轄について定めました。会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とするということと定めたわけでありませう。

第七條は、更生事件の特別の必要のある場合における移送について定めたものであります。

第八條から第十條までは、更生手続に適用すべき手続的な原則を定めたものであります。

第十一條は、更生手続に関する裁判に對する即時抗告について定めてあります。

それから第十二條から第十六條までは、これは更生手続においてなすべき公告及び送達について定めたものであります。これは詳細な説明は省略いたします。

次に第十七條から第二十二條までは、これは更生手続における登記及び登録の關係について規定したものであります。これにつきましても説明を省略いたします。

次に第二十三條ないし第二十六條でございませう。これは更生手続が結局に於いて不成功に終つた場合に、破産手続に移るといふ場合があるわけでありませうが、その破産手続への移行について定めたものであります。更生手続が不成功に終つた場合といへども、必然的に破産には入らないということに

ておる点が特徴であります。

それから第二十七條及び第二十八條でございませう。これは更生手続が不成功に終つた場合の和議手続への移行について定めたものであります。

第二十九條、これは破産等の申立の義務がある場合に、更生手続開始の申立をすれば足りるということと定めた規定であります。

以上で第一章の概略な説明を終ります。

次に第二章でございませう。第二章は更生手続開始の原因、申立権者及び申立の手続、申立後の手続、保全処分、調査委員、更生手続開始決定及びその効力、他の手続との關係、取戻権、株金拂込み請求權等の査定手続、それから否認權等について規定いたしております。

まず第三十條でございませうが、これは更生手続の開始の要件を定めたものでございまして、重要な規定でございませうので、やや詳細に説明いたしたいと思ひます。第三十條は更生手続開始の原因及び申立権者について定めたものでございませう。「事業の継続に著しい支障をきたすこととなく弁済期にある債務を弁済することができなかつたとき」と云々という言葉を使つております。これは会社に流動資産が乏しく、弁済期の到来した際に、債務を弁済するに十分な營業上の固定財産を処分しなかつたばならないような場合をいうわけでありませう。「会社に破産の原因たる事實の生ずる虞がある」場合も開始原因の一つになつておりますが、これは商法の整理の規定において定められておる「支拂不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリ」といふのと同様の意味であります。今申しました前の場合、すなわち「事業の継続に著しい支障をきたすこととなく弁済期にある債務を弁済することができなかつたとき」といふ開始原因のある場合は、会社のみが申立ができることになつております。

なお債権者または株主の申立に必要な債権額及び株式数は、数人のものを合計したものでもよいといふふうに考へております。

次に第三十一條は、解散後の会社の申立についての特則を定めております。

第三十二條は更生手続開始の申立の方式及び申立書の記載事項について定めたものであります。

第三十三條は疎明について規定いたしております。

次に第三十四條でございませうが、これは手続費用の予納について規定いたしております。この第二項及び第三項には予納金額決定の基準を規定し、また予納に関する裁判に對して即時抗告ができることといたしました。申立人の権利の保護をはかつております。なお手続の費用の予納のないときは、申立は却下されることになつております。

次に第三十五條、これは監督行政庁への通知等について定め、第三十六條は審判について定めておりますが、これらについては説明を省略いたします。

第三十七條でございませうが、これは更生手続の開始の申立があつた場合における他の手続との關係について規定いたしたものでありまして、必要の場合には他の手続、すなわち破産手続、和議手続、整理手続、強制執行手続、

租税滞納処分等の中止等も命じ得ること
となつております。非常な強力な力が
認められてゐるわけなのであります。

次に第三十八條でございますが、こ
れは手続開始の條件について定めてお
ります。申立が適法でありかつ更生手
続開始の原因たる事実がある場合にお
きまして、本條に掲げるような一定の
事由がある場合におきましては、申立
が誠実にされたものでないと認められ
ますので、裁判所は申立を棄却すべき
ものとしておるわけでありまして。

次に第三十九條は、保全手続を定め
ております。

それから第四十條から第四十四條、
これは調査委員について規定いたして
おります。調査委員と申しますのは、
あたかも和議開始前における整理委員
の任務に類似した役目を持つ機関で
ございまして。しかしながら整理委員
のような必須のものではないわけで
あります。裁判所が必要と認め、た場
合に任命し得るということになつて
おります。なお調査の公正を期するた
めに、第二項におきまして調査委員に
なるべき者の資格について規定いたし
ております。

次に第四十六條に移ります。第四十
六條におきましては、更生手続開始と
同時に決定すべき事項を規定いたして
おります。債務が二千万円以下の会社
につきましては、管財人の選任を必ず
しも必要としないといふこととして
おりますが、これは小規模の更生事件
については、費用の節約ができるよう
にいたしましたわけでありまして。

次に第四十七條、四十八條、四十九
條、五十條、五十一條等につきまして
は説明を省略いたしまして、第五十二

條に移ります。

第五十二條は、更生手続中は更生手
続によらなければ、会社の資本構成等
を変更し、利益または利息の配当をす
ることはできないといふことを定めた
ものであります。

それから第五十三條であります。そ
れは更生手続開始後におきまして、会
社の事業の経営並びに財産の管理及び
処分をする権限は管財人に専属するこ
とを定めたものであります。手続の運
営の公正をはかる意味からこのよう
にいたしましたわけでありまして。

第五十四條及び第五十五條、これら
の條は、管財人または会社が会社の財
産の処分、その他会社財産に重要な関
係ある行為をする場合に、裁判所の許
可を得なければならぬことを定めた
ものであります。

次に、第五十六條から六十條まで
につきましては、更生手続開始後の会社
の行為の効力、更生手続開始後にされ
た登記記録等の効力、更生手続開始後
に会社に対してなされた弁済の効力等
について定めたものであります。

次に、第六十二條から第六十六條ま
で、これは取戻権について定めており
ます。破産法で認められております
取戻の規定とはほぼ同様の内容の取戻
権が認められております。

次に、六十七條、これは更生手続開
始決定があつた場合の他の手続に及ぼ
す効力について規定いたしてございま
す。和議手続、整理手続等の競合的な
手続は効力を失ひ、破産手続、強制執
行、競売手続等は中止されることに
なしてあります。なお租税滞納処分
は、公益上の理由からあまり長く停止
させることは適当でございませんの

第一類第四号 法務委員会議録第五号 昭和二十六年十月二十四日

で、決定の日から六箇月間当然中止と
いうことになりませんが、必要があれば
さらに三箇月間だけはその期間を延長
することができるとにいたしてござい
まして、その後におきましては徴收権
者がその本来の権限に従つて処置する
ことができるようにいたしてございま
す。

次に第六十八條から第七十一條まで
でございますが、これは訴訟の手続の
中断、受審、移送等について定めて
おります。

次に第七十二條、これは更生手続開
始後の裁判所のなす処分について定め
ております。

第七十三條から第七十七條まで、こ
れは会社の取締役等に対する損害賠償
請求権または株金拂込請求権等の査定
手続について規定いたしてございま
す。これは商法の会社の整理の規定にあ
ります。

次に第七十八條から第九十二條まで
は、破産法で認められております否認
権と類似の否認権、言葉は同様であ
りますが、否認権を認めております。

否認権の性質とか否認すべき行為の範
囲等は、大体破産法の否認権と同様で
ありますが、否認の請求という、否
認権行使の略式の手続を認めておる点
が特徴であります。以上で第二章の概
略の説明を終ります。

○審査委員代理 たいまの第一章
及び第二章について、質疑の通告があ
りますからこれを許します。北川定務
君。

○北川委員 提案者に対して二、
三の点を伺いたいと存じます。まず第
一点は、財界の一部におきましては、

この法案がありますために、銀行や
信託会社が資金を融通することを躊躇
するのではないかという意見がありま
す。この種の、融資を特に懸念する方
面に対しまして、法案においていかな
る準備がいたしてありましようか。ま
ずこの点を伺いたいと思ひます。

○位野本府委員 たいまのお尋ね
の点でございますが、これは大体通常
の債権者と担保権を有する債権者と、
二つにわかつて考える方が適當かと思
ひます。まず通常の債権者についてで
ございまして、これにつきましては、
ただいま申されたような杞憂は當らな
いのではないかと申すに考へてござ
います。むしろこの手続がもしできま
すると、銀行、信託会社等の企業会社
に対する融資がよかつてその安全性を
増すと申しますか、利益を受ける面
の方が多いのじやなからうかと考へま
す。この手続によりましては、債権者
の立場は非常に強められてございま
して、たとへば従前の和議手続でござ
いますと、和議の内容といふものは、
株主は何らの不利益をこうむらない。
そして債権者のみが、債権を減額す
るとか、あるいは延期するとかいふ
うに定められるといふことになる
考へられるのであります。この
手続におきましては、債権者の権利
を制限するためには、その前に、まず
株主がその権利をみずから制限せざる
を得ないといふふうなことになる
ります。すなわち先ほど提案理由にも
うたわれておりましたように、債権者
の権利は株主の権利よりも不利に扱
つてはならないといふふうなことを特
に規定いたしてございまして、債権者
には和議の場合なんかと比較いたしまし

有利な立場が保障されてゐるわけであ
ります。また債務の履行の点におきま
しても、和議法なんかでは、單に債権
を減額するといふ和議ができまされ
ば、その認可決定があつた以後は、履
行の有無にかかわらず、ただちに手続
は終了いたしました。その後はいわば
ほつたらかすといふふうなことになる
のであります。この手続におきまし
ては、最後まで履行をさせて、そうし
て手続を終るといふふうな点も考慮
いたしておるわけでありまして。そう
いふふうな点から、通常の債権者につ
きましては、むしろ有利になるというこ
とが言へると考へるのであります。

次に担保権を有する債権者との関係
でございます。これにつきましては、
従来担保権を有するものは、和議手続
が始まりまして、もちろんそれに強
制的に参加せられるといふことも
ございませぬし、また破産手続が開始
せられた場合にはございまして、別除
権者として保護されて来たわけであ
ります。ところがこの手続におきまし
ては、担保権を有する債権者といへど
も、更生担保権者として当然にこの手
続に参加せざるを得ないといふ建前
になつておりますので、あるいは御指摘
の御懸念が生ずるかといふふうな
ふうな御懸念が生ずるかといふふうな
氣もいたすのでございまして、会社の
更生をはかるためには、担保権者の参
加がなくては不可能の場合が非常に多
い。従前の事例に徴しましても、担保
権者ががらばつておるために、手続が
うまく運ばないといふことが非常に多
くて、この種の手続のがんであるとい
ふふうな考へられておつたと考へるの
であります。その反面、担保権者は

びておりますけれども、経済的に致命的な結果を與へまする破産と違ひまして、更生手続におきましては、当事者も一緒になつて、結果を急ぐということが考えられる、いろ／＼考えますと、二年以内ということが可能ではないか、こう考へてゐる次第でございます。

○北川委員 公租や公課、特に税金の支拂いにつきまして、期間の延長だけではなくて、分割拂いとか、その他の支拂いの方へにつきまして、会社更生のための便宜をはかる手続があつてもよいではないかと思つてゐるが、この点につきましてのお考を伺いたいと思ふ。

○佐藤本政府委員 この点は非常に問題の点でございます、更生の手続を円滑に運ぶという点から申しますれば、場合によつて税金も減額をするというところは、できれば非常に好ましいといふことが言へるかと存じますが、他面この租税は、やはり何と申ししても、国家の財政の基礎をなすものでございまして、憲法におきまして、納税の義務というところは特に定められておる次第であります。従ひまして租税を減免するというところは、これは相当考慮すべきことでありまして、この間の調整をいかにとるかといふことが、非常に困難な重要な問題になつて来ると存するのであります。その間の調整をいたしましては、立案当時相当考慮いたしましたし、またいろ／＼當局間で折衝もいたしたわけでございますが、結局におきまして、この法律におきましては、租税徴収の手続は強制的に延期するということになりまして、この点は非常に強力なことが認め

られたのでございまして、租税の減免の内容のいかんにつきましては、これは国税徴収法の規定に従うというふうなことになるわけでございます。この法律におきましては、この法律自体で租税の徴収権者に減免ないし猶予の権限を與へることは適當でございせんので、そういうふうなことができないという規定は、これは国税徴収法に譲つたわけですね。国税徴収法の内容をいたしましては、こちらの更生法の規定も考慮いたしまして、会社の更生をはかつた方が、徴収のためから見まして、好ましいというふうな場合には、この徴収の猶予または滞納処分との猶予という二つの手段を認めております。

これは一年ないし二年というふうな一応法律の規定にはなつておりますが、場合によつて更新できるというふうなことになるようにございまして、従ひましてこれを活用いたしますれば、相当程度租税につきましても、更生のための調整をはかれるのじやないかと信じておるものであります。

なおこの実績によりまして、将来この制度がうまく行くようであれば、なお調整をはかる余地もあるんじやないかというふうな考へておる次第であります。

○北川委員 最後に一点だけ伺いたいと思ひますが、危殆に瀕しておる企業の更生につきまして、法律面では詳細な規定がなされておるのではありませんが、それだけではなくして、真に会社を更生せしめるためには、経済面においても方策を講ずるのが必要じやないかと思つてゐるが、たとへば資金を融通してやる、そして更生せしめるというよりよい方法が最も重要

ではないかと思つてゐるが、政府におかれましては、これらの点についても、お考へになつておるかどうかというのを伺いたいと思ふ。

○佐藤(連)政府委員 御質疑の点は、われ／＼として、財界、経済界の要望をいたしまして、従来しば／＼承つておるところであり、またごもつともな要望である考へておるわけでありませう。ただ私ども、ここに出ておる主要者の所感といたしましては、一応多少、はづれることは存じますけれども、政府の一員として御趣旨の存するところは、さらに関係の当局者の方へ十分反映いたしたいというふうな考へております。

○鐵治委員 今閣根局長からのお考へで考えたのですが、これを見ますと、附則は昭和二十七年一月一日施行になつておるが、これはやはり相かわらずその目的でおやりですか、それとも事情によつては御変更なさる考へでありますか。

○佐藤(連)政府委員 これは政府案として御提案申し上げました時期から考へましてきめた附則でございます。従ひまして今回この時期にこれが成立いたしますといたしますれば、多少周知その他準備等のために、この施行期日をずらしていただかなければならぬのじやないかというふうな考へております。

○鐵治委員 さらに閣根民事局長に聞きたいのですが、これはあなたのおつしやつたことは非常に重大だと思ひますが、それについては裁判所における準備期間としてどれくらいの期間が

あるが、どうも今あなたのお考へを聞くと、とてもできそうもないから私は今聞くのですが、そこでもし何だとすれば、どれくらいあればやれると思ひになるか、それを参考に聞きたい。

○閣根最高裁判所説明員 今鐵治委員からありがたいお話を承つたので、すが、実はどうして来年の一月一日からでは準備が十分じやないと思ひます。でき得べくんば少くとも半年くらいは先にしていた方がいい。でありますので、あるいは七月一日施行、その程度にしたいと思ひます。公布後六箇月、その期間内にできるだけこの法律の趣旨につきまして徹底をはかりたいと思ひます。

○田万委員 少し会社更生法案自身とは関係は薄いようですが、本法の対象となる会社は株式会社に限るとしてあります。私ここで尋ねたいのは、いわゆる中小企業者の破産といふものに対しては、別途に何かお考へになつてゐる点があるのではありませんか。中小企業者の破産を助けてやるために、あなたはやはり本法と同じような精神の法案を、何か、別途にお考へになつてゐる点があれば承つておきたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 中小企業者といへども株式会社でございます限りは、この適用はあるわけでございますが、御指摘の点はおそらく株式会社以外のものについてのことだと存じます。われわれの聞いておりますところは、この会社更生法のお手本といひますか参考にしたアメリカあたりでは、あらゆる業態に即応した適切な更生法というのが各種あつて、ちようど

薬の種類がいろ／＼あるように、それぞれ適切な法制ができておるようになりたしてあります。ただ私どももいたしましては、まず第一着手として、この会社について、ことに株式会社に

ついて、これを立案いたしました。さらにその効果等をまた勘案いたしまして、広くあらゆる面に持つて行きたいという気持ではありますけれども、今日具体的に御指摘のような中小企業を対象としての法律を立案するところまでには着手はいたしておりません。研究はいたしておるという段階でございます。

○田万委員 ありがたい話で、研究をなさつておるようでありますが、そのありがたさをもつと推進していただきまして、いわゆる株式会社ではないところの中小企業者といふものの、今後の生活の見通しといふものを考えた場合には、本法の成立を願うとともに、やはりその線に沿つた中小企業者の破産に瀕した者を救済するといふ意味の法案を、急いでおつくりになることを私は要望したいのです。

それから次にお尋ねしたいのは、ただいまのお話によりますと、普通、会社の破産手続が開始して終結に至るまでは、二年くらいで終るといふ閣根民事局長のお話だつたように思ひますが……。

○閣根最高裁判所説明員 会社の破産ではございせんので、整理のことで申し上げたのです。

○田万委員 破産の方はいかになつておりますしやうか。

○閣根最高裁判所説明員 破産の方は、これは破産の申立てがありまして、破産の宣告をいたしますまでに、やはり相当な期間を要しますし、

見方も出て来るかと存じますが、この手続におきましては、訴訟的法の要素も多分にあるわけであります。非訟事件手続法の適用のみでは不十分であると考へます。のみならず、非訟事件手続法の規定しております特則的な規定は、この法案に十分盛り込まれておりまして、この点におきましても非訟事件を準用する余地は少ないのではないかと、むしろ民事訴訟法の規定が整備いたしております関係からも、民事訴訟

法を準用する方が適當ではないかと考
えまして、第八條におきましては民事
訴訟法を準用いたしたわけでありま
す。このことは、和議法におきまして
もいろいろございまして、和議事件は
性質上非訟事件に属すると解せられて
おりますが、やはりこれと同様民事
訴訟法を準用いたしております。

○山口(好)委員 次に第三十條であり
ますが、これは本法の條文のうち一番
重要な点と思われまので御質問をい
たします。

三十條の觀念は新しい觀念でありま
して、「事業の継続に著しい支障をきた
すことなく弁済期にある債務を弁済す
ることができないときは」云々、こう
いうふうになつております。この表現
が、先ほどの提案理由の御説明のよう
であるとすると明確を欠いているきら
いがあるであります。第一に、三十
條に定められました手続の開始されま
する條件、これにつきまして具体的な
例をあげて説明をしていただきたいと
思います。

○位野木政府委員 三十條の御指摘の
字句は、具体的に申しますとこういう
ふうなことを考へてゐるわけでありま
す。たとえばある会社が、不動産や何
かの固定資産が非常に多い。そして流
動資産が枯渇している。債務はたゞさ
んにあるけれども、しかしながら、固
定資産を評価した場合、その総額が
なお赤字というふうには至つていな
い。であるから、破産の原因とかい
うふうな点から考へてもさういふふうな
事態には至つていない。しかしなが
ら、当面する債務の支拂いには事欠
いておる、当分の資金を得る見込み
がない、信用もないというふうな場合

に、これを放置いたしますと会社は
どん／＼強制執行を受ける。そうす
る、事業の方もうまく行かない。ほか
の債権者も皆争つて攻勢に出て来て、
はては破産に至つたというふうな、本
来ならば、財産状態自体としてはそれ
ほど悪化していない場合におきまして
も、流動資産の枯渇によつて債務が拂
えないためにさういふふうな悲惨な状
態に陥るということがあり得るわけ
であります。そういう場合に、これは固
定資産を売れば十分債務を弁済し得る
わけでありま。しかしながら、その

固定資産を売るといふことになりま
す。もうあと事業が成り立つて行か
ないというふうな場合のことを指してい
るのであります。「事業の継続に著し
い支障をきたすことなく弁済期に債務
を弁済することができないとき」とい
うふうな字句を使つたわけでありま
す。逆に考へますと、弁済金、いわ
ゆる債務を弁済すれば事業の継続に著
しい支障を来すというふうな場合とい
うことも言えるわけでありま。が、
字句の關係からこれをさういふふうな
表現にいたしましたのでありまして、この
開始原因はアメリカにも同様の取扱
いがございするが、この手続において
も同様の開始原因が認められておるよ
うであります。

○山口(好)委員 それでは先ほど提案
理由の説明があつたときには、この字
句を、事業の継続に著しい支障をきた
すことなしには、というふうな言つた
ようですが、さういふ字句の方がはつ
きりするのではないでしようか。

○位野木政府委員 なしにはといつた
方が、あるいはわかりやすいかとも存
じますが、法文の書き方からあまり

くだけ過ぎるといいますか、さうい
うことになるおそれもありましたので、
「きたすことなく」というふうないたし
たのであります。

○山口(好)委員 その点はこまかいで
すから、なほわれ／＼も考へることに
いたしたいと思ひます。

次に第二章になります。現在税金
攻勢で相當に困つてゐる会社が多いの
であります。これは本法のこの更生
の対象となり得るかどうか、特に第三
十八條第六号との關係はどうであるか
というのを伺ひます。

○位野木政府委員 税金が非常にかさ
みまして、さういふふうな困難な状態
に陥つた会社につきましても、この手
続はもろ／＼適用になると考へており
ます。ただ第三十八條の六号におきま
して、この税金の債務を負けてもち
うことを主たる目的として、この手続を
始めるというところは許さないといふこ
とにいたしましたのであります。

○山口(好)委員 次に三十條第二項の
申立て、これは百万円以上の債権者と
いふふうになつておりますが、百万
円とした基準は何によつたか。

それから次に四十六條の管財人の選
任について、会社の債務が二十万円以
下のときは管財人を置かなくともよろ
しいという規定があります。この
二十万円との関連もさういふふうにな
つてゐるか、これを御説明願ひたい。

○位野木政府委員 まず三十條二項の
百万円でございますが、これは現在の
経済状態から申しますならば、百万円
程度の債権を有する者は、資本の十分
の一の金額に満たなくても、更正手続
を開始し得ることにして適當じやなか
らうかという考へ方から、さういふ

うにいたしましたのでございまして、特
に数学的な根拠があるわけではありませ
んが、現在の経済状態から見て、この
ような金額にいたしましたわけであり
ます。

それから二十万円の点でございま
すが、これは会社の賠償を一応どの程度で
切るかということが問題でございま
して、いろいろ考へることがございま
して、さういふことがございするわけ
であります。戦前におきましては会社
の賠償を定める基準といたしまして、
資本金二十万円という基準が設けられ
ていたのです。資本と債務とは必ずし
も一致しないし、ことに現在のような
経済情勢では、その点の食い違いもあ
ることと思ひますが、とりあえずその
辺に基準を設けまして、その百倍の二
千万円という程度ということにいたし
たわけでありま。

○山口(好)委員 今の管財人の問題で
すが、四十六條で会社の債務が二十万
円以下のときは、管財人なしでもよろ
しいという規定になつておりますが、
いろいろわれ／＼が調査いたし、業界
の意見などを聞きますと、これはやは
り必ず置いた方がいいという意見の方
が多いのであります。この点につ
いてはいかがですか。

○位野木政府委員 更正手続の公正を
はかる点から申しますれば、常に管財
人を置くことは好ましいわけございま
す。しかしながら会社の規模が小
うございまして、あまり費用を出せ
ば、その費用のために更生ができな
くなるというふうな場合があるかと存
じます。そのような場合にも常に必ず
管財人を置かなければならぬといふこ
とにいたしますれば、せつ／＼の手続
を利用させ得ないということになりま

すので、裁判所もこの程度ならば置か
なくてもさしつかえないといふことを
認めますれば、置かなくてもいいとい
ふことを認めたのでありまして、裁判
所の運用がよろしきを得れば弊害はさ
ほでないのではないかとさういふよう
に考へております。

○山口(好)委員 次にその費用に關連
した問題を伺ひますが、三十四條の
手続費用の予納規定であります。この
費用の用途の内容は、何を予定してお
りますか、伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 予納されま
すものといたしましては、手続開始後にお
ける公告、及び送達費用が大きなもの
であります。そのほか管財人の報酬等
も場合によつて相當額積ませる必要が
あるのではないかと考へております。

○山口(好)委員 この費用の予納制度
は、財界一般の最も心配してゐる点で
ありまして、管財人あるいは審査人
調査委員、法律顧問といふようなもの
などに対しまして報酬とか、会社の労
務や財産管理に対する費用なども、こ
の予納金でまかなうということになり
ますと、莫大な予納金を必要とするこ
とになり、とても支拂えない、従つてこ
の法律はできても使つていけないとい
うふうな結果にもなりますが、
この点いかがでしよう。

○位野木政府委員 御懸念はこもつと
もと存するものであります。更生手
続が開始いたしました後におきまして
は、その費用は会社の財産の中から支
拂うのが建前であります。従いまして
管財人その他の機関に対する報酬等
も、そのうちからまかなひ得る場合が
多いと存じます。さういふものもち
ろ予納させる必要はないのでありま

して、ただ開始直後、一、二箇月はあるいは会社から急に支弁できないような場合があるかもしれない。そういうふうな場合のことを考慮いたしまして、一、二箇月分というものを管財人について予納させるといふような程度で済むのじやなかろうかと考えるわけでありまして。この点は第三十四條の二項におきまして、特にそういうふうな規定を設けて予納費用がさまたないやうにということをお願いいたしておるわけでありまして。

○山口(好)委員 この三十四條の二項ですが、これを見ますと、会社が申し立てる場合と、会社以外の者が申し立てる場合と、この二つの場合において、裁判所が予納金を決定するのには、基準が違つて来る。会社以外の者にとつては、その結果申し立てにくいという結論になる危険はないかどうかというのを伺います。それと、さうな点から、この予納の費用の基準を法律をもつて大體示しておいてやつたならば、一層効果が上るのではないかと思ふのでありますが、この二点について伺います。

○位野木政府委員 会社以外の者が申し立てをしたとき、会社が申し立てをした場合と、原則は同じであります。ただ会社が申し立てをした場合には、更生手続開始後におきましては、会社から当然支弁することになりますので、ただ予納というものは、本来自分の方から出すのを少し早目に出すというだけの違いでありまして、この二項の後段におきましては、会社以外の者が申し立てをしたときには、会社から出せるのであるから、その点を考慮して少くしうということを決めたにすぎないのであります。

○山口(好)委員 次に四十四條に規定されております調査委員の選任は、裁判所の運用にまかせるのか、あるいは最高裁判所規則、ルールでも制定してやつて行くのか、この点を伺います。

○位野木政府委員 調査委員の選任は、その調査委員の選任は、裁判所の運用にまかせるのか、あるいは最高裁判所規則、ルールでも制定してやつて行くのか、この点を伺います。

○山口(好)委員 次に四十五條は、管財人の権限を規定しておりますが、管財人の権限は、この際どうなるか、

○位野木政府委員 調査委員の選任は、裁判所が適当にその裁量によりまして選任し得るということを考えておるのであります。その資格要件としては第二項に規定したものであれば足りるのであります。それ以上につきましては裁判所の裁量にまかした方がより適

当ではないかと考えておる次第であります。

○山口(好)委員 いま少し伺いますが、調査委員の調査期間はどのくらいに大體予定しておりますか、一般財界の意見を徴しますと、更生決定は裁判所がやる、先ほどいろいろと御説明がございましたが、おそらく調査だけでも一年くらいかかるのではないかと、こういうふうにご考慮しております。その費用は、やはり財産関係のことになりますので、共益債権として支出してもらふということになりまして。

○位野木政府委員 調査の期間はその事案の内容にもよりますが、急げば半月もあれば十分にやり得るのではないかと、こういうふうに思つております。

○山口(好)委員 次に五十三條は、管財人の権限を規定しておりますが、管財人の権限は、この際どうなるか、

○位野木政府委員 調査の期間はその事案の内容にもよりますが、急げば半月もあれば十分にやり得るのではないかと、こういうふうに思つております。

○山口(好)委員 次に五十四條の第九号であります、「その他裁判所の許可を要する行為」五十四條は裁判所の許可を要する行為であります。そのうち第九号の「その他裁判所の指定する行為」といふのは、何でありますか。

○位野木政府委員 第五十四條第一号によりますと、会社財産の処分につきましては、原則として裁判所の許可を要することになりますが、五十四條の但書によりますと、裁判所の定める

金額以上の価額を有しないものにつきましては、裁判所の許可を要しないわけでありまして。しかしながら、特に重要な行為、たとえば現金の支出、あるいは不動産の処分といふふうなことにつきましては、金額のいかんにかかわらず、裁判所の許可を要するといふふうなことにしたいという場合には、この第九号によりまして、裁判所はそういうふうな行為を指定すればそういう行為をすることにつきましては、裁判所の許可を要するということになるのであります。

○山口(好)委員 次に第六十七條、これは他の手続の中止に関する規定であります。先ほどと似たところから、つと質疑があつたやうですが、租税滞納処分などを六箇月間中止あるいはい

○位野木政府委員 租税滞納処分の中止期間は、御指摘のように六箇月、長くて九箇月といふことがございまして、必ずしも十分とは申せないと存じますが、これは手続が始まつた後、最小限度この程度はどうしても手続には期間がかかるという期間でありまして、その期間は当然とまるといふこと

○山口(好)委員 次に五十四條の第九号であります、「その他裁判所の指定する行為」五十四條は裁判所の許可を要する行為であります。そのうち第九号の「その他裁判所の指定する行為」といふのは、何でありますか。

○位野木政府委員 第五十四條第一号によりますと、会社財産の処分につきましては、原則として裁判所の許可を要することになりますが、五十四條の但書によりますと、裁判所の定める

○山口(好)委員 次に五十四條の第九号であります、「その他裁判所の指定する行為」五十四條は裁判所の許可を要する行為であります。そのうち第九号の「その他裁判所の指定する行為」といふのは、何でありますか。

○位野木政府委員 第五十四條第一号によりますと、会社財産の処分につきましては、原則として裁判所の許可を要することになりますが、五十四條の但書によりますと、裁判所の定める

○山口(好)委員 次に五十四條の第九号であります、「その他裁判所の指定する行為」五十四條は裁判所の許可を要する行為であります。そのうち第九号の「その他裁判所の指定する行為」といふのは、何でありますか。

○位野木政府委員 第五十四條第一号によりますと、会社財産の処分につきましては、原則として裁判所の許可を要することになりますが、五十四條の但書によりますと、裁判所の定める

にはいたしました。その期間を過ぎました。これはたまたま滞納処分を続行するといふふうなことは限らないのであります。それ以後は税務当局の裁量によりまして、滞納処分を続行し得るということになるだけであらう。もちろん税務当局といふことは、滞納処分を続行すれば手続がうまく行かない、失敗に帰するということとは、承知いたしておりますので、手続が円満に運ぶようでありまして、これはもう十分自制して手続に協力するであらうということが考えられるわけでありまして、それ以後のこの期間を延ばせばいいかということを考えてみます。これはまた延ばせば切りのないことでもあります。最小限度、法的に法定期間として中止の期間を定めましたが、あとはそういうわけでありまして、場合によつて、個々の場合に依つて税務当局の裁量による。そうしてしかるべく協定してもらつて、いふふうな立て方にいたしましたわけでありまして。

租税の延納等について、税務当局の同意を得られるかどうかという点でございますが、会社をつぶしてしまえば、税金といふものは取りようがないのでありますから、生かして取る、その方が徴税プロパーの見地から有利であるといふことは、十分考えられることであらう。国税関係の当局におきましても、そういうふうな意向も漏らしておりました。従いましてこれは運用によつて十分同意を得る見込みがあるものといふふうに考えておる次第でございます。

○山口(好)委員 次に七十八條以下の否認権の規定がありますが、これは破

産法と同様の趣旨であると考えますが、この訴えまたは請求もまた数年を要するといふことにはならないであります。位野木君と裁判所の関係君にお考えを承りたいと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘のように、従前の破産手続等につきましては、否権行使のために破産手続が非常に延引している事例がしばしばあるように承知いたしております。従つてこの立案にありまして、否認権については何とか早く片づく方策がないかといふところを考へておりましたが、何としましてもこれは実体権の存在を判定するものでございまして、あまりに略式の手続で片づけてしまふということとは、これはやはり相当考慮しなければならぬといふことから、ここでは特例式の否認の行使の方法を認めまして、できるだけ否認の請求がすみやかに運ぶようにといふふうなことを考慮いたしました次第であります。

○関根最高裁判所説明員 今山口委員からのお話の点、否認権の訴訟が長びくといふことはごもっともでございます。ただ今位野木政府委員から申されたように、今度は略式の手続も認められまして、この手続全体といたしまして急ぐといふことは当然裁判官としても考へざるを得ない。否認権の訴訟におきましては、ほかの事件よりも先にやるという気構へで行きたい、こ

より質疑の通告がありますからこれを許します。梨木次郎君。

○梨木委員 第一に伺ひたいのは、この会社更生法によつて更生を期待しておるような会社が日本に現在どのくらいあるのか、これを御説明願ひたい。

○位野木政府委員 お答えいたします。この手続を適用するに適當な会社と申しますと、これはちよつと調べることも困難でありますから、どのくらいあるといふことは客観的には申せませんが、ただ現在会社の破産の事件が非常に増加しております。従前の破産事件のうちで法人の破産といふものは、通常二割程度でなかつたかと思ひます。割合におきましては非常に少なかつたわけでありまして、最近におきましては半数近くが会社の破産といふことになつておるようであります。個人につきましても、会社の関係で申立を受けておるのが多い。たとえば取締役、社長に対する個人的な破産といふふうなものが多いと承知いたしておりますが、そういうふうな会社は適当なる更生手続があつて、もし関係者の方で利用を考へつきますれば、当然この手続を利用し得る立場にあると考へられるわけでありまして、またこの会社の整理の事件といふのは商法にございまして、この事件も最近まではあまりなかつたやうであります。一、二年前から非常に増加いたしまして、現在東京地方裁判所等におきましても十数件係属しておるやうであります。これらの手続も、もし更生手続ができれば、すみやかにこちらの方に切りかえたいといふふうなことを申しておる事件もあるやうに聞いております。従

うものはそう少くないのではないかと、いふふうな考へておる次第であります。

○梨木委員 この法案を見ますと、会社以外の債権者側からの申立には百万円以上といふような制限、あるいは資本の十分の一といふような制限があり

ます。そこで会社に関する破産事件が多くなつておるといふような現象だけから見て、本法案の対象により得るやうな会社がどれくらいあるかといふことの説明にはならないと思ひます。私はそう考へる。そこで今御説明のあつた点についてもう少し掘り下げてお伺ひいたしますが、それでは、今法人の破産事件がふえておるとおつしやいます。法人といつても、先ほども質問が出たように、有限会社とか合資会社もあります。株式会社はそのうちどれくらい占めておるのか。そしてまた今破産事件として係属しておる中においては、資本の十分の一以上にあたる金額あるいは百万円以上の債権を有しておるものから、申立のできるやうな条件を備えておるものはどれくらいあるのか、こういう点についての詳しい資料的な御説明を願ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 ただいま手元には、今何件……

○押谷委員長代理 梨木君、この資料は、ずつとつてもらつて、明日続行しますから、明日報告してもらつたらどうですか。

○位野木政府委員 数字的なことについては後に御説明いたしますが、従前の統計なんかによりますと、法人のうちの大多数は株式会社であります。でございまして、法人の統計といふものは株式会社がほとんど多数を占めておるものと存するわけでありまして、この計数は後にお知らせいたしたいと思ひます。

それから申立権者がどの程度の債権を持つておるかといふふうなことは、これは破産事件におきましては、そういう点は御承知のように條件になつておらないのでありますから、必ずしも的確にわからないわけでありまして、それが、会社の更生をはかるために、それに同意のものを糾合すれば資本の十分の一程度の債権者はこれを糾合し得るのではないかと、いふふうな考へておるわけでありまして。

○梨木委員 この点を的確に御説明いただかないと、この法案がどういふ目的で出されておるのか理解に苦しむのであります。といふのは、單にこの法案の第一條を見ますと「窮境にあるが再建の見込のある株式会社について債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつゝ、その事業の維持更生を図ることを目的とする」となつております。しかしこの法案全体を見ますと、非常に強力な財産権に対する制限であるとか、あるいは判決の執行を停止するやうな強力な力を與えておるのであります。これは反面、この法案の適用を受ける相手方から言へば、非常に経済的な犠牲を強制することになるのであります。従つてこの法律の適用を受けるやうな対象となる会社といふものは、新しい日本を建設して行く上においてやはりこれに重点的に役立つやうな企業にこの法律を適用するといふことが、主眼点にならなければならぬと私は考へる。ところがこれには單に抽象的に窮境にあるが再建の見込みが

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会

ある株式会社というだけで、企業別に、また今後の日本の経済の平和的な発展のために役立つような会社はこの法律の適用を制限するということが、最も多数の国民の利益に役立つと私は考えるのであります。もしも日本の多数の国民に犠牲を押しつけるような会社の更生——大きな経済的な負担をかけるながらそのものを保護するような更生であつてはならないと考える。私はあとでまた外国法人の問題について、特にこの点が重要になつて来ると思うから、質問するのであります。日本の再建にとつて最も重要な重点的な産業にこれを制限するという意思は持つておられるかどうか、この点について運営の面について政府はどういうふうを考えておられるのか、これをお伺いしたいと思ひます。

○位野木政府委員 この法律が非常に強力な権限を裁判所に認めておることは御指摘の通りでございますが、御承知おき願ひたいと思ひますのは、この法案は必ずしも会社の理事者を保護して債権者等を圧迫するといふような手続ではないのであります。企業の維持存続をはかる、企業の主体はたれであつても、この企業自体をつぶしては元も子もなくつて、結局国民経済に大きな損失を與えるといふことを顧慮した法案であります。従ひましてこれは重点的にある会社のみ適用するのではなくて、すべての企業、すべての更生に値する企業を対象として、これを更生せしむるということが適當でありまして、対象を制限するといふことは、むしろこの恩典に浴させないといふことになつて、好ましくないのではないかと、好ましくないといふわけでは

○櫻木委員 そのすると、今の御説明では、企業の種類、国民経済に寄與する比重、そういう点を全然考慮しないで、無差別に、どんな会社についてもこの法案を適用するのだという御説明であつたと思ふのでありますが、私はこれは非常に重大な問題であると思ふので、もう一度念を押して政府の御意見を聞いておきたいのでありますが、今日日本の大きな会社といふものは、たとえば日立とか東芝とかいふような会社がありまして、これは実質はその会社でいふ／＼な仕事をやつておるだけではないで、たゞさんの下請の会社も持つておるのであります。従つてこの元の会社がどういふ会社更生法の適用を受けるようなことになつた場合に、その波及するところは非常に大きいのであります。だからこの適用にあたりましては、国民経済に積極的の寄與するような重点的な産業に、この法律の適用を限定することによつて、ほんとうに国民経済の発展に寄與することになると、かように私は考える。だからこれはやはり制限この適用する会社をすべきじゃないか。現に法案を見ますと、金額の上から行きまして、たとえば資本の十分の一以上だとか、

○櫻木委員 この点、私も非常に重要な点と思ふので、明日また質問を続行したいと思ひます。きようはこの程度で終ります。

あるいは百万円以上の債権と、こういうう／＼に限定しておる。この面では限定しておるのだから、それでは企業別に国民経済に寄與する強度を考へてやつて行くといふことが最も望ましいと思ふのでありますが、この点はお考へになつたのかどうか。そしてその点についての政府の見解を承つておきたいと思ひます。

○櫻木委員 大会社が破綻いたしますと、下請会社等に影響するところが非常に大であるといふことは十分考へられることとて思ひます。この更生手続が大会社に適用されるといふことになりまして、自然精神的にもあるいは経済的にも、下請会社にも影響があるといふことは考へられると思ひます。これは大会社がつぶれた場合を考へますと、その影響は非常に小さい。これはそういう場合と比べてやむを得ない最小限の犠牲ではないか、こういうふうにと考へておるわけでありまして、先ほども申しましたように、この「事業の維持更正を図る」といふ点は、これは特に重要な産業といふふうなことに限定するまでもなく、すべての事業について言えることじゃないかといふふうにと考へておるわけでありまして、資本の十分の一と申しますのは、これは別に株式会社規模が大きくなければならないといふわけではございせん。その規模に應じまして、資本の十分の一の債権者が集まれば手続の開始がなされ得るというだけのこととてございまして、その点は特に大会社と考へておるわけでありまして、重点的に、特に国民経済に重大な役割をになうといふものにつきます。これは

○櫻木委員 この際お諮りいたしますが、この法案につきまして、利害関係者、学識経験者より意見を求めることにいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

○櫻木委員 長代理 異議がなければさよう決定いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵この案から議論できるだらうと思ひますが、平和條約が本会議に上程されるかもしれない。だからどうもその日には……

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

○櫻木委員 長代理 大抵の予定ですから、そういうことがあつたら変更いたします。

昭和二十六年十月三十日印刷

昭和二十六年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所